



# 環境省の最近の3 R行政について

- 第三次循環型社会形成推進基本計画、リサイクル法の点検状況等 -

平成26年2月21日

環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課

庄子 真憲

# 【目次】



- 1 . 循環型社会とは ~ 概念と背景状況 ~
- 2 . 循環型社会実現への基本計画
- 3 . リサイクル法の点検状況等

# ( 1 ) 循環型社会とは何か

## - 循環型社会の構築はなぜ必要か -

現在

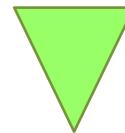
大量生産・大量消費・大量廃棄社会

天然資源の採取・加工による生物多様性の喪失、エネルギー消費、温室効果ガス発生 等

有害物質の発生、最終処分場のひっ迫、エネルギー消費、温室効果ガス発生 等



資源の消費拡大と多量の廃棄物による環境負荷の増大



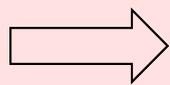
- ・天然資源の消費を抑制
- ・環境負荷を低減

望ましい姿

循環型社会

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、  
天然資源の消費を抑制し、  
環境への負荷ができる限り低減される社会

【循環型社会形成推進基本法（平成12年6月公布、13年1月完全施行）第2条】



- 資源小国の我が国が少ない資源で効率のよい経済社会を構築。
- 環境も経済も世界をリード。

# 資源循環の基本原則

～ 循環型社会形成推進基本法の基本理念～

## 環境負荷の小さい順序に処理

⇒ 社会全体として最も効率的に環境への負荷を低減

### 資源の循環的な利用

発生抑制 > 再使用 > 再生利用 > 熱回収 > 適正処理

○発生抑制の方が、  
・天然資源の消費抑制効果が大  
・廃棄物の処分、利用に伴う環境負荷が低減

○再使用の方が、  
・資源の減失が少  
・再生利用過程での廃棄物の発生、エネルギー消費等を回避

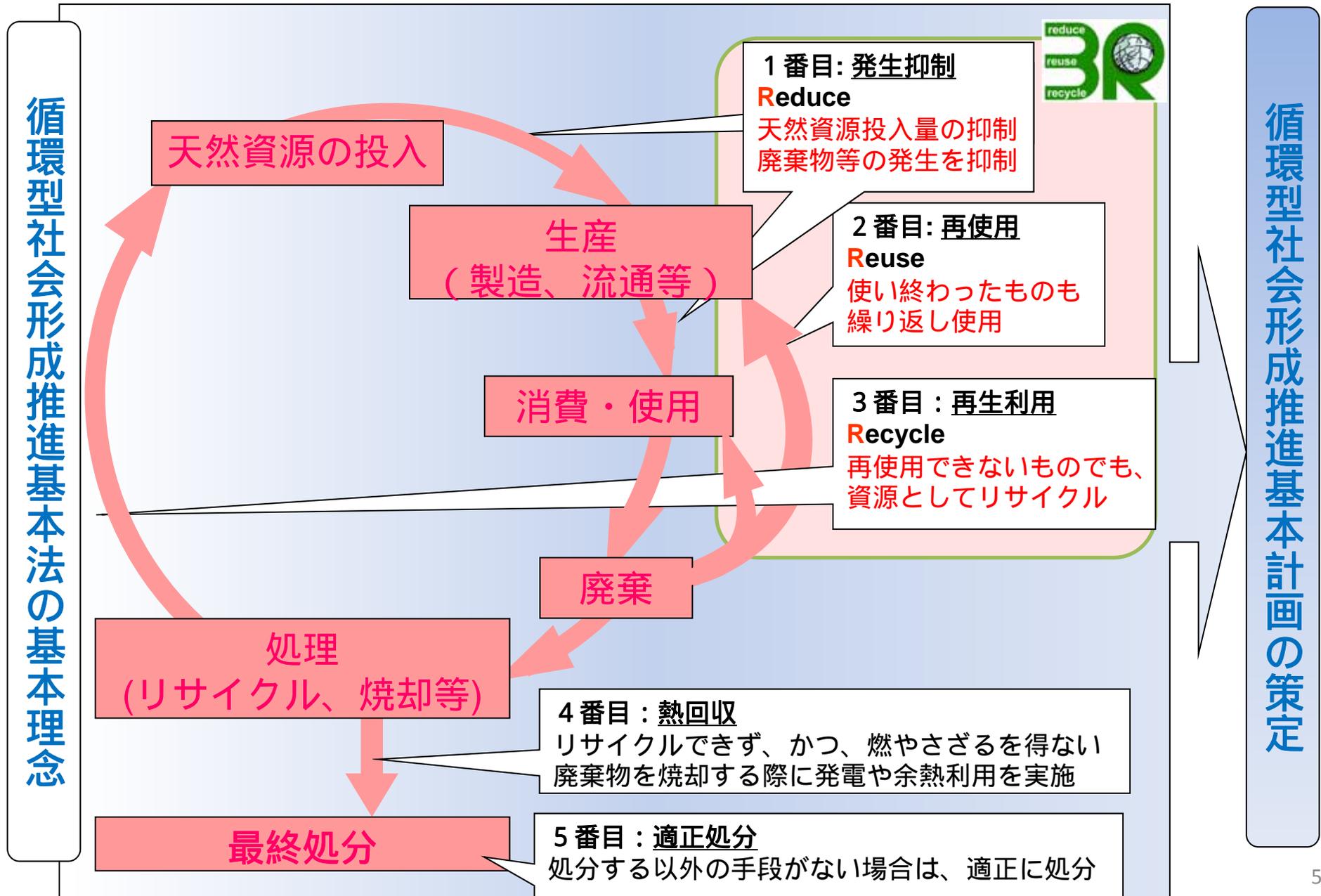
○再生利用の方が、  
・再生利用後でも熱回収が可能(資源の効率的利用可能)  
・新たな資源採取に伴う環境負荷を回避

○循環利用の方が、  
・焼却、埋立による有害物質等が少  
・最終処分場の逼迫を緩和

↓ ただし、個別事案に応じた柔軟な対応が必要

- 同法において、例外的な場合を規定。
- 『環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。』  
例) 有害性が特に高く循環利用に際して危険なもの、循環利用に多量のエネルギーを有するもの

# 循環型社会とは



# 循環基本法のポイント

## 1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

- 「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用(再使用、再生利用、熱回収)及び③適正な処分の確保という手段・方法によって実現される、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減(目的)される社会。

## 2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

- 法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ。

## 3. 廃棄物・リサイクル対策の「優先順位」を初めて法定化

- ①廃棄物等の発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分

## 4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

- 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
- 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

## 5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

- 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に則して、環境大臣が策定。
- 政府一丸となった取組を確保するため関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
- **計画の5年ごとの見直しを明記。 H25. 5 第三次循環型社会形成推進基本計画策定**

## (2) 循環型社会の法制化の背景 廃棄物問題の変遷

### 衛生問題

ごみ、し尿は海洋投棄や土地投棄処分/  
ごみの処分場から蚊、はえの発生  
⇒衛生管理の必要（昭和20年代～）



### 清掃法（昭和29年）

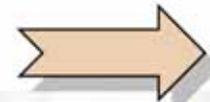


…市街地を中心とする特別清掃区域の設定と、市町村による清掃事業の実施

(出典) 東京都清掃事業百年史

### 公害問題

高度成長期に伴う廃棄物の増加  
⇒自治体のみならず事業者による処理の必要、焼却処理・埋立場の確保  
（昭和30年代～）



### 廃棄物処理法 （昭和46年）

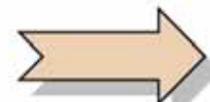


…事業者の処理責任の明確化、産業廃棄物に関する処理体系の確立

江東区のごみ搬入陸止（昭和46年）  
(出典) 東京都清掃事業百年史

### 環境・資源問題

廃棄物の適切な処理・利用、環境問題に対する一層の機運の高まり  
⇒リサイクルを始めとする適正な資源循環の必要  
（平成初頭～）



### 各種リサイクル法 （平成7年～）

### 循環型社会形成推進 基本法（平成13年）

# 循環基本法制定（平成12年制定）の背景

- ① 廃棄物の発生量の高止まり
- ② リサイクルの一層の推進の要請
- ③ 廃棄物処理施設の立地の困難性
- ④ 不法投棄の増大

といった問題への対応が喫緊の問題に。

対応策としても、

「排出された廃棄物を適正に処理する」という対応のみでは限界があり、一方通行型の物質の流れと、それに伴う下流における環境負荷のしわ寄せを招いている、社会経済システムの抜本的な見直しの必要性

平成12年 循環型社会の構築を目指す  
循環基本法の制定

# 日本における廃棄物政策の変遷

年 代	内 容	法律の制定
戦後 ~1950年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境衛生対策としての廃棄物処理</li> <li>・衛生的で、快適な生活環境の保持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃法(1954)</li> </ul>
1960年代 ~1970年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化</li> <li>・環境保全対策としての廃棄物処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境施設整備緊急措置法(1963)</li> <li>・廃棄物処理法(1970)</li> <li>・廃棄物処理法改正(1976)</li> </ul>
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設整備の推進</li> <li>・廃棄物処理に伴う環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域臨海環境整備センター法(1981)</li> <li>・浄化槽法(1983)</li> </ul>
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の排出抑制、再生利用</li> <li>・各種リサイクル制度の構築</li> <li>・有害物質(ダイオキシン類含む)対策</li> <li>・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法改正(1991)</li> <li>・産業廃棄物処理特定施設整備法(1992)</li> <li>・環境基本法(1993)</li> <li>・容器包装リサイクル法(1995)</li> <li>・廃棄物処理法改正(1997)</li> <li>・家電リサイクル法(1998)</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法(1999)</li> </ul>
2000年~	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成を目指した3Rの推進</li> <li>・産業廃棄物処理対策の強化</li> <li>・不法投棄対策の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進基本法(2000)</li> <li>・建設・食品リサイクル法(2000)</li> <li>・廃棄物処理法改正(2000)</li> <li>・PCB特別措置法(2001)</li> <li>・自動車リサイクル法(2002)</li> <li>・産業廃棄物支障除去特別措置法(2003)</li> <li>・廃棄物処理法改正(2003~06、10)</li> <li>・小型家電リサイクル法(2012)</li> </ul>

衛生

公害・環境

資源・循環型社会

# 廃棄物・リサイクル政策の法体系

環境基本法 (H6.8 完全施行) [環境基本計画 H24.4 全面改訂]

循環型社会形成推進基本法 (循環型社会の形成に係る基本的枠組法) H13.1 完全施行

社会の物質循環の確保  
天然資源の消費の抑制  
環境負荷の低減

循環型社会形成推進基本計画

(H15.3 公表、H20.3 改訂、H25.5 改訂)

< 廃棄物の適正処理 >

< 再生利用の推進 >

廃棄物処理法 H22.5 一部改正

資源有効利用促進法 H13.4 全面改正施行

廃棄物の発生抑制  
廃棄物の適正処理 (リサイクルを含む)  
廃棄物処理施設の設置規制  
廃棄物処理業者に対する規制  
廃棄物処理基準の設定 等

再生資源のリサイクル  
リサイクル容易な構造・材質等の工夫  
分別回収のための表示  
副産物の有効利用の促進

リサイクル リデュース  
リユース  
リサイクル

(1 R) (3 R)

個別物品の特性に応じた規制

容器包装  
リサイクル法



びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等

H12.4 完全施行 H18.6 一部改正

家電  
リサイクル法



エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機

H13.4 完全施行

食品  
リサイクル法



[ 食品残さ ]

H13.5 完全施行 H19.5 一部改正

建設  
リサイクル法



[ 木材、コンクリート、アスファルト ]

H14.5 完全施行

自動車  
リサイクル法



[ 自動車 ]

H17.1 本格施行

小型家電  
リサイクル法



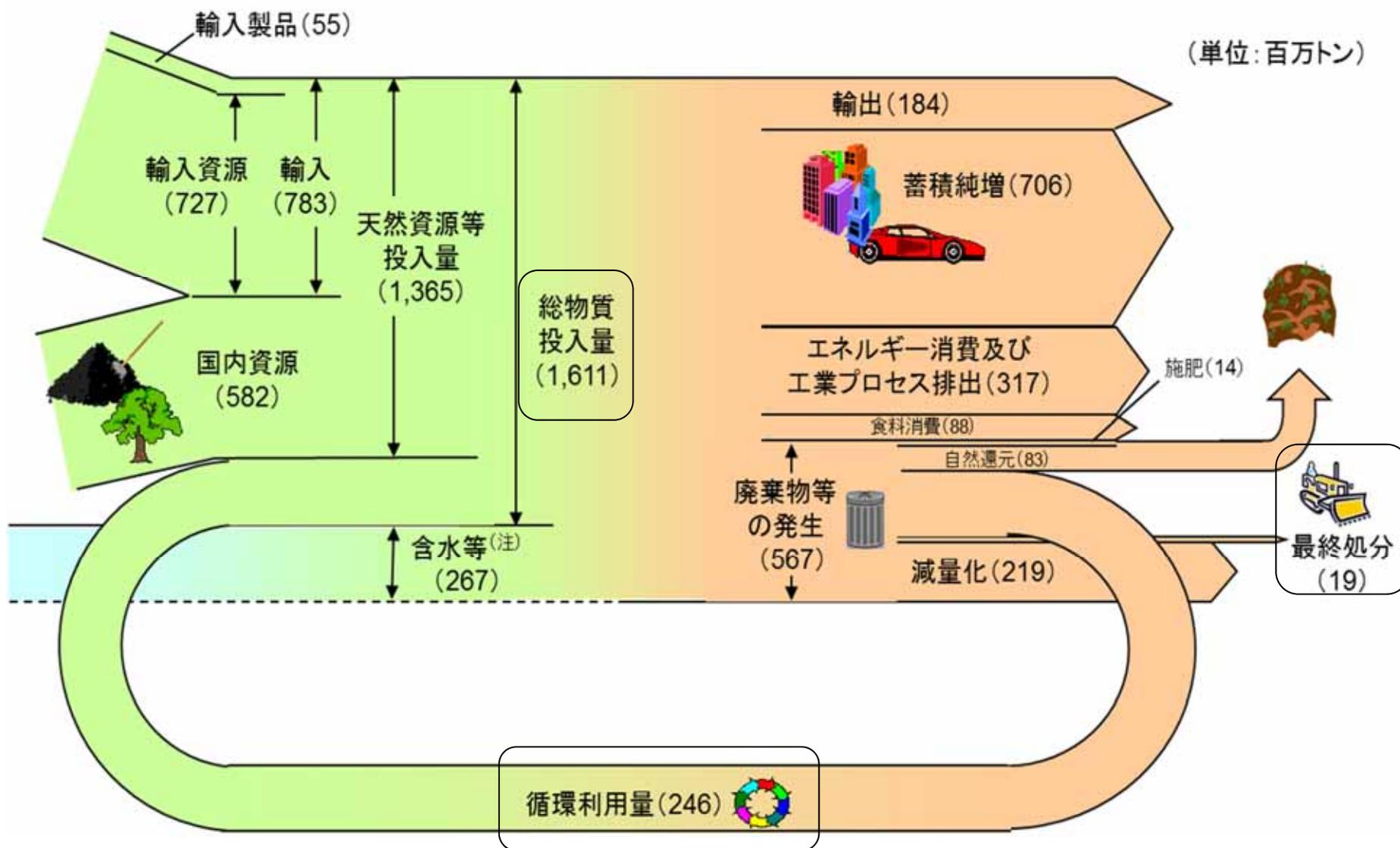
[ 小型電子機器等 ]

H25.4 完全施行

グリーン購入法 (国が率先して再生品などの調達を推進)

H13.4 完全施行

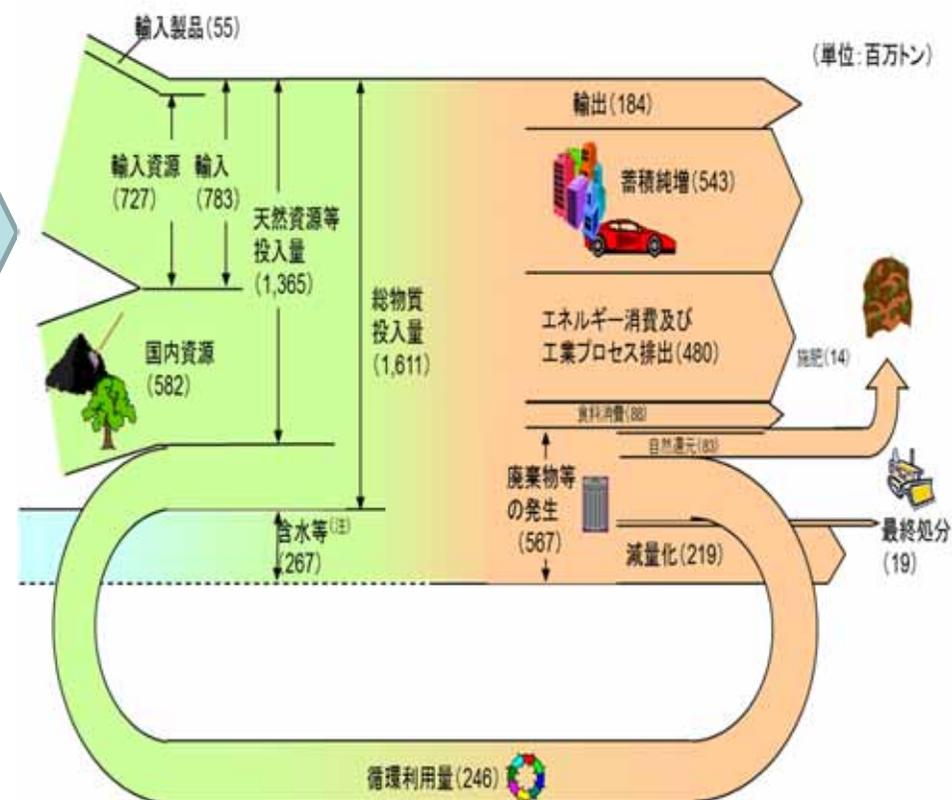
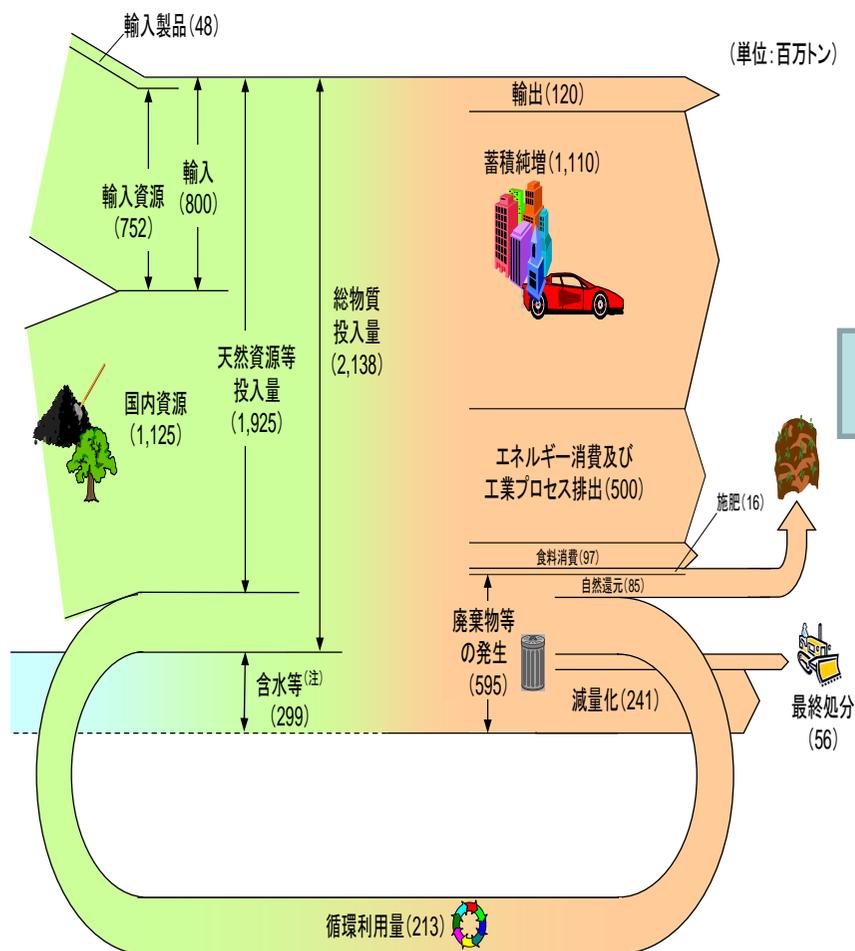
# (3) “循環型社会”の見える化 物質フロー



# 物質フローに見る取組の進展

平成12年度

平成22年度

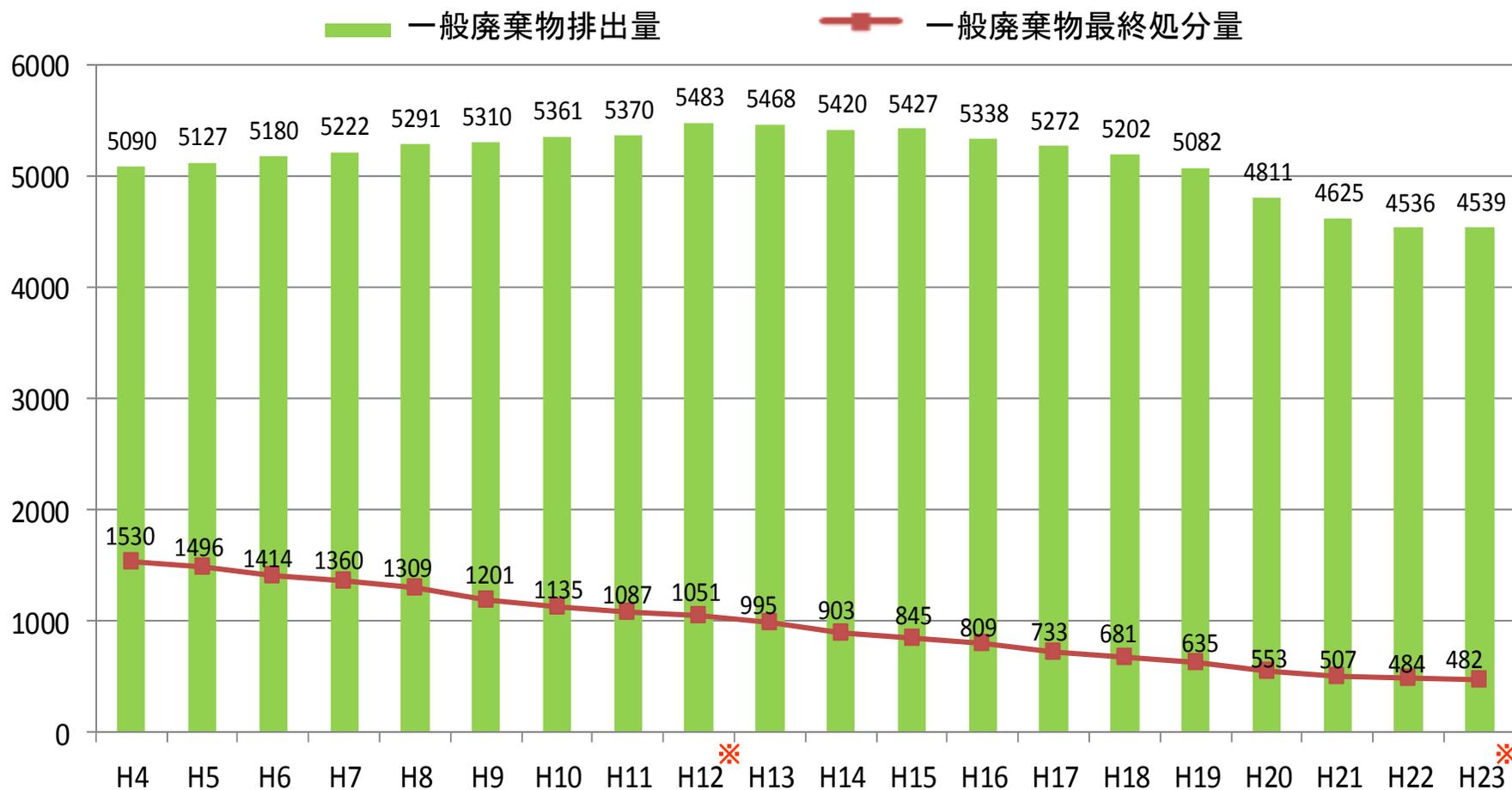


(注) 含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）

# 一般廃棄物の排出量・最終処分量の推移

一般廃棄物の排出量は、平成12年度の5,483万トンをピークに減少していたが、今年度は増加。基本方針でベースラインとしている平成9年度5,310万トンを7年連続で下まわった。

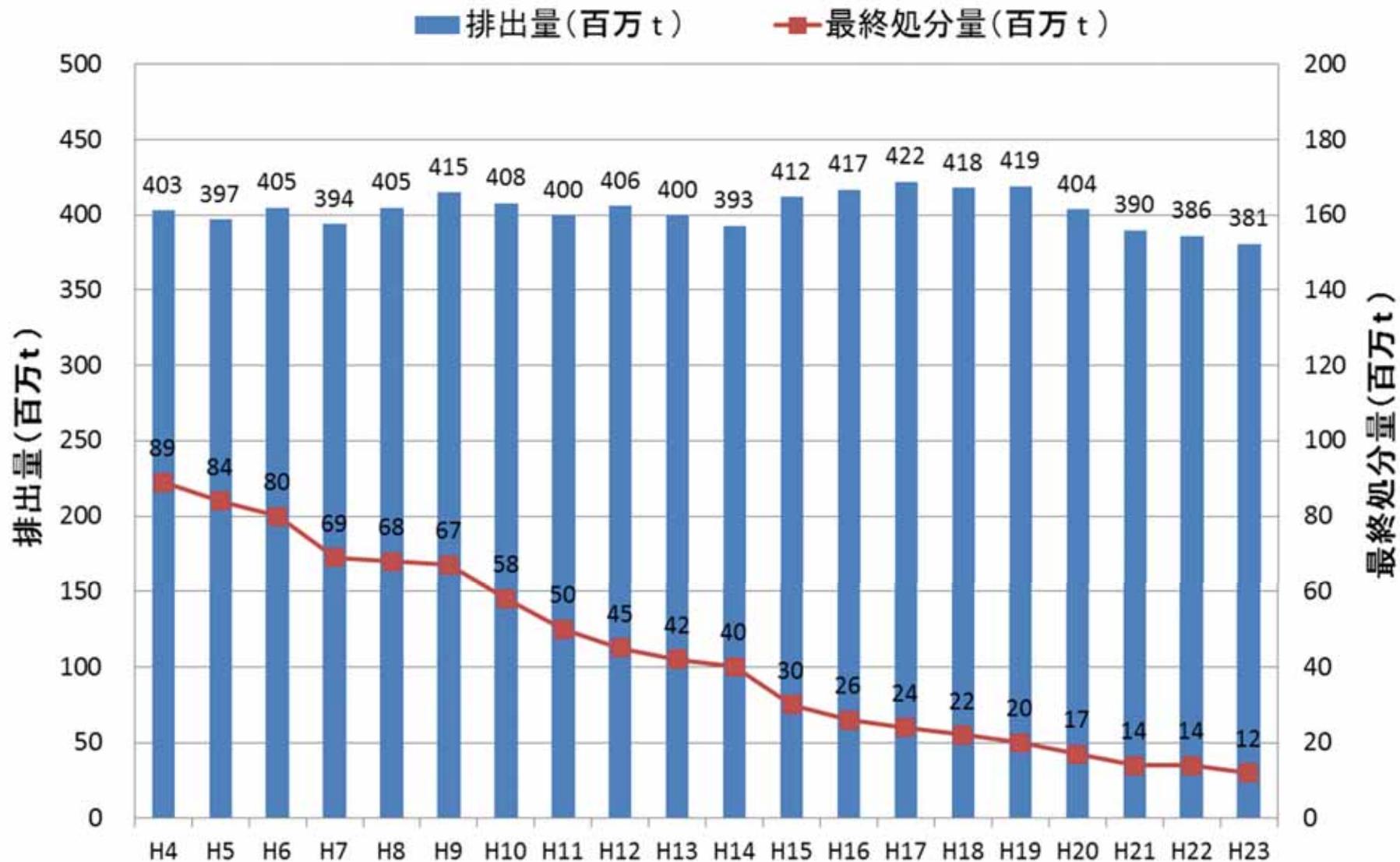
最終処分量は、リサイクルや減量化の進展に伴い減少傾向。



※1人1日当たりごみ排出量  
 ・H12 1,185 (グラム/人日)  
 ・H23 975 (グラム/人日)

# 産業廃棄物の排出量・最終処分量の推移

平成23年度の産業廃棄物の総排出量は約3億8千万トンで、平成4年以降、ほぼ横ばいで推移。最終処分量は、リサイクルや減量化の進展に伴い減少傾向。



## (4) 循環型社会の形成をめぐる情勢 廃棄物最終処分場の逼迫

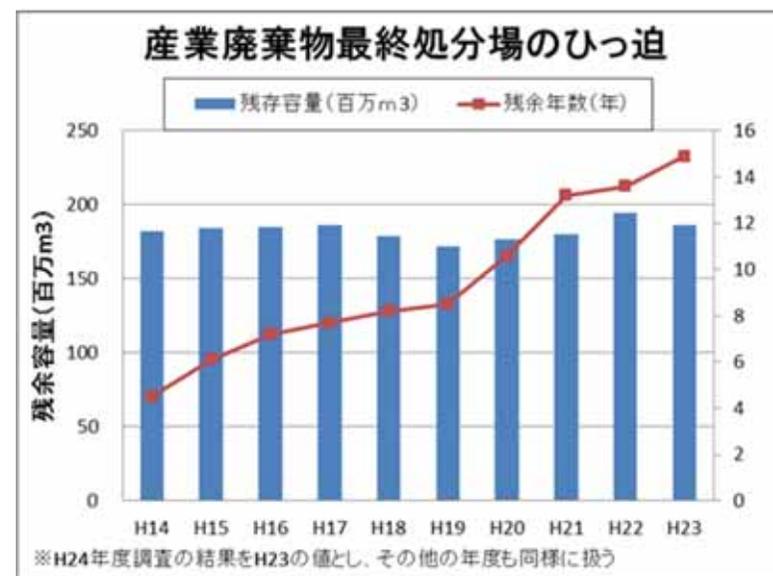
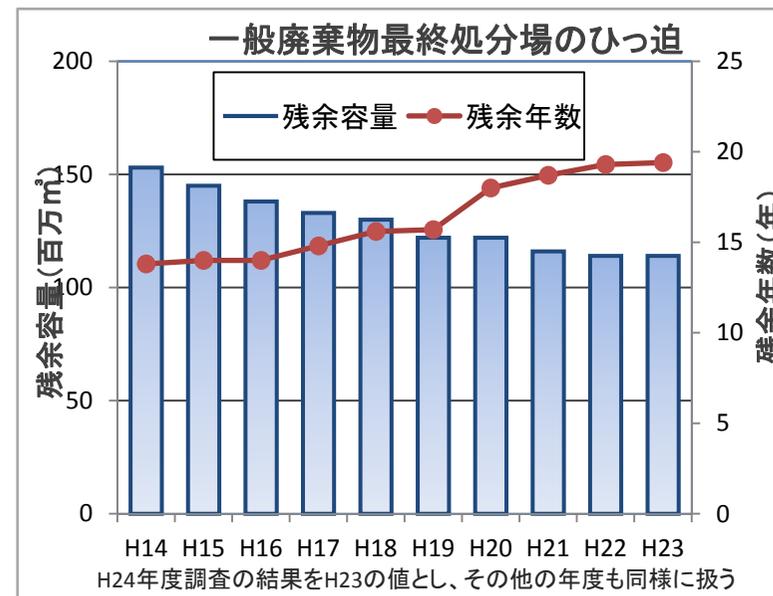
### ○一般廃棄物

- ・残余容量は平成10年度以降続けて減少、最終処分場の数も概ね減少傾向にあり、新たな最終処分場の確保は引き続き厳しい状況
- ・最終処分量の減少により、残余年数は増加  
(全国:19.4年、首都圏:21.1年)
- ・関東・中部等では、最終処分場の確保が十分にできず、最終処分が広域化

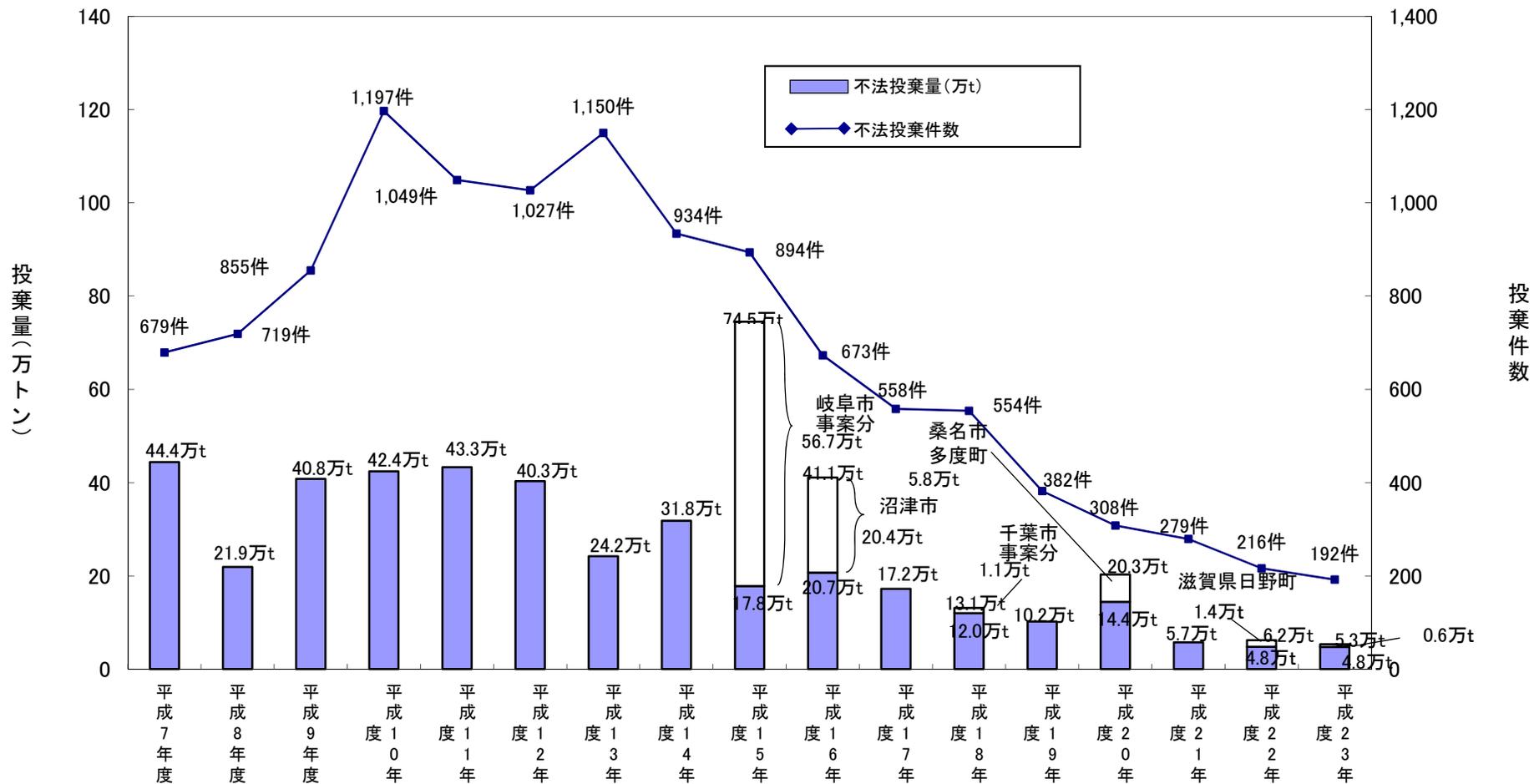
### ○産業廃棄物

- ・残余年数(推計値)は、全国で14.9年であるが、首都圏では5.3年と依然として厳しい状況

出典：環境省資料『日本の廃棄物処理平成23年度版』  
環境省資料『産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況(平成23年度実績)』



# 不法投棄件数及び投棄量の推移(新規判明事案)



注)

1. 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。

2. 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。

上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉市事案については、平成10年に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

上記棒グラフ白抜き部分の平成22年度滋賀県日野町事案については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。

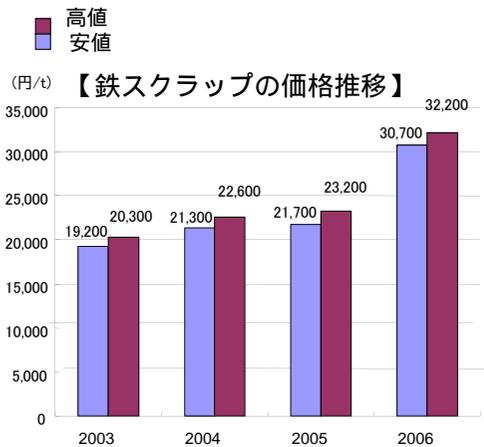
なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45カ所において確認され、そのうち42カ所で撤去が完了している(平成22年2月15日時点)。

※ 量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

# 世界的な資源・エネルギーの逼迫

中国などの旺盛な資源需要を反映して、天然資源・循環資源の価格が高騰。我が国からアジア各国への循環資源の輸出が増大。  
エネルギー消費の増大は地球温暖化とも関係。

## 高騰する天然資源・循環資源の価格

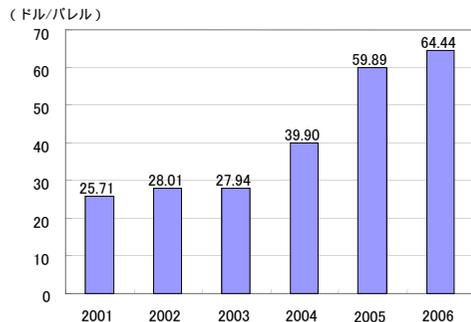


鉄スクラップ価格は、平成15年に比べ平成18年に1.6倍

注) 鉄スクラップ価格はH2(国内鉄スクラップの指標品種)の炉前現金ベース。

出典：社団法人日本鉄リサイクル工業会

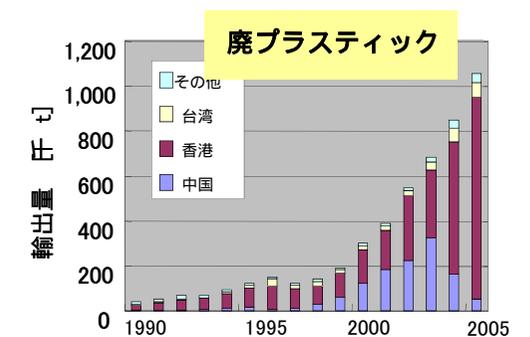
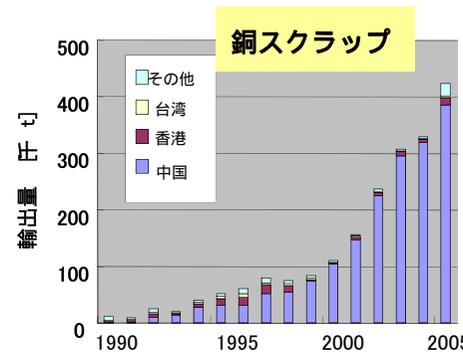
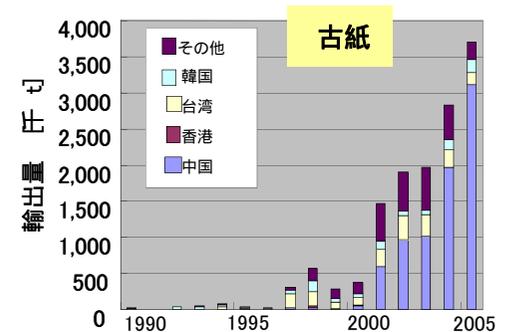
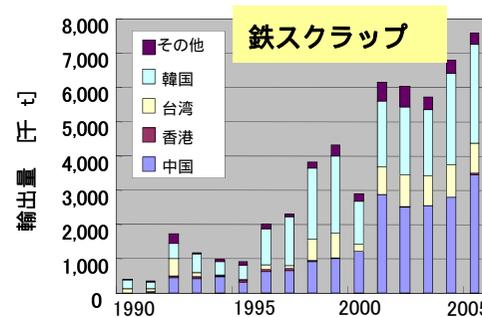
## 【原油の輸入CIF価格の推移】



原油価格は、平成13年に比べ平成18年には価格が約2.5倍になった。

出典：財務省「日本貿易月表」より

## 循環資源の輸出の推移



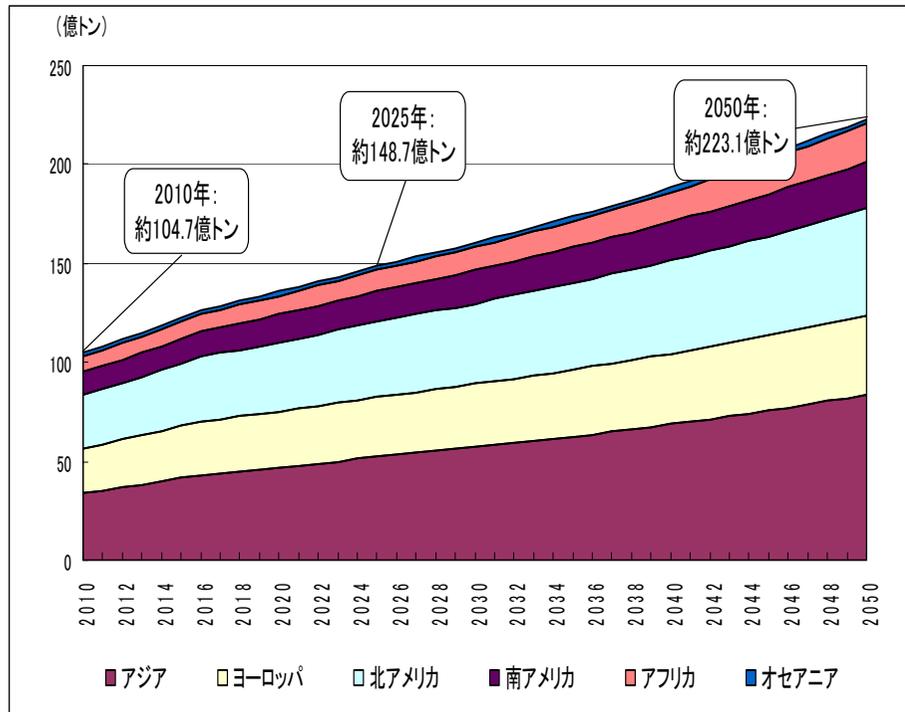
出典：財務省貿易統計

# 世界の廃棄物問題

- アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し質も多様化。世界全体の廃棄物発生量は、2050年には2000年の2倍以上となる見通し。
- 途上国では、廃棄物処理やリサイクルに伴い、環境汚染が発生している事例が報告されている。

【世界の廃棄物排出量の将来予測 2000-2050】

途上国におけるリサイクルに伴う環境汚染事例



出典：世界の廃棄物発生量の推定と将来予測に関する研究(田中勝)資料  
(平成23年5月27日更新)

被覆ケーブルを焼いて、銅線を回収している『野焼き』の様子。



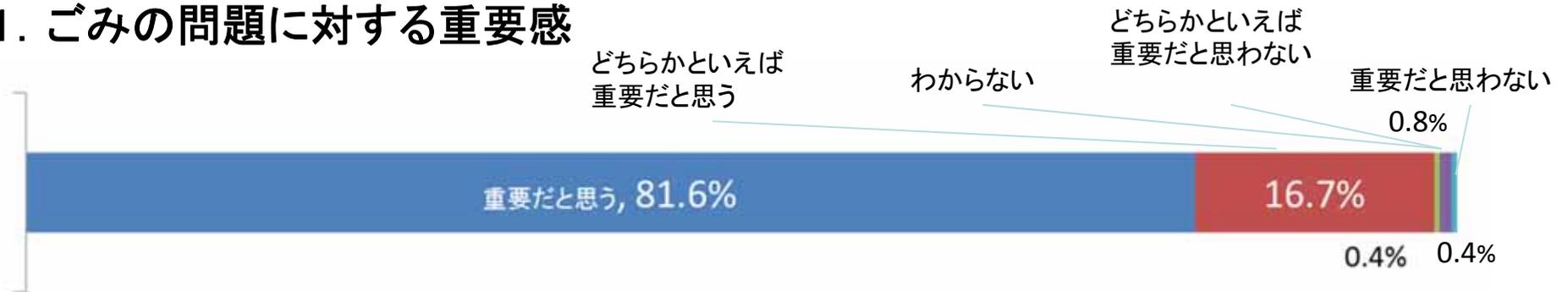
野積みされたごみの中を裸足で有価物を回収する人

出典：(財)日本産業廃棄物処理振興センター資料

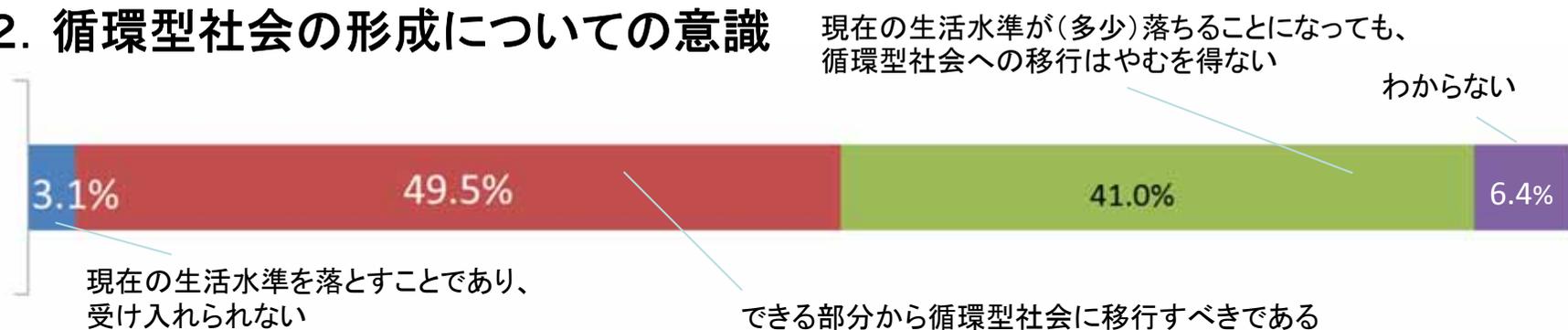


# 循環型社会に対する国民の意識

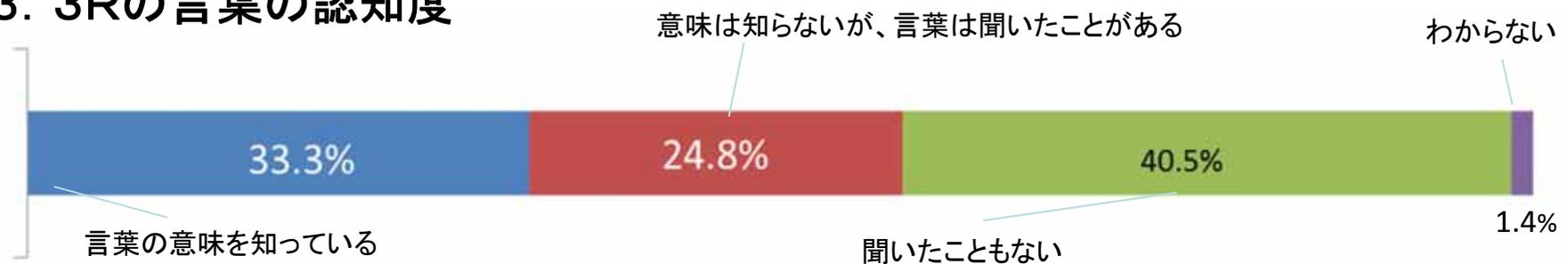
## 1. ごみの問題に対する重要感



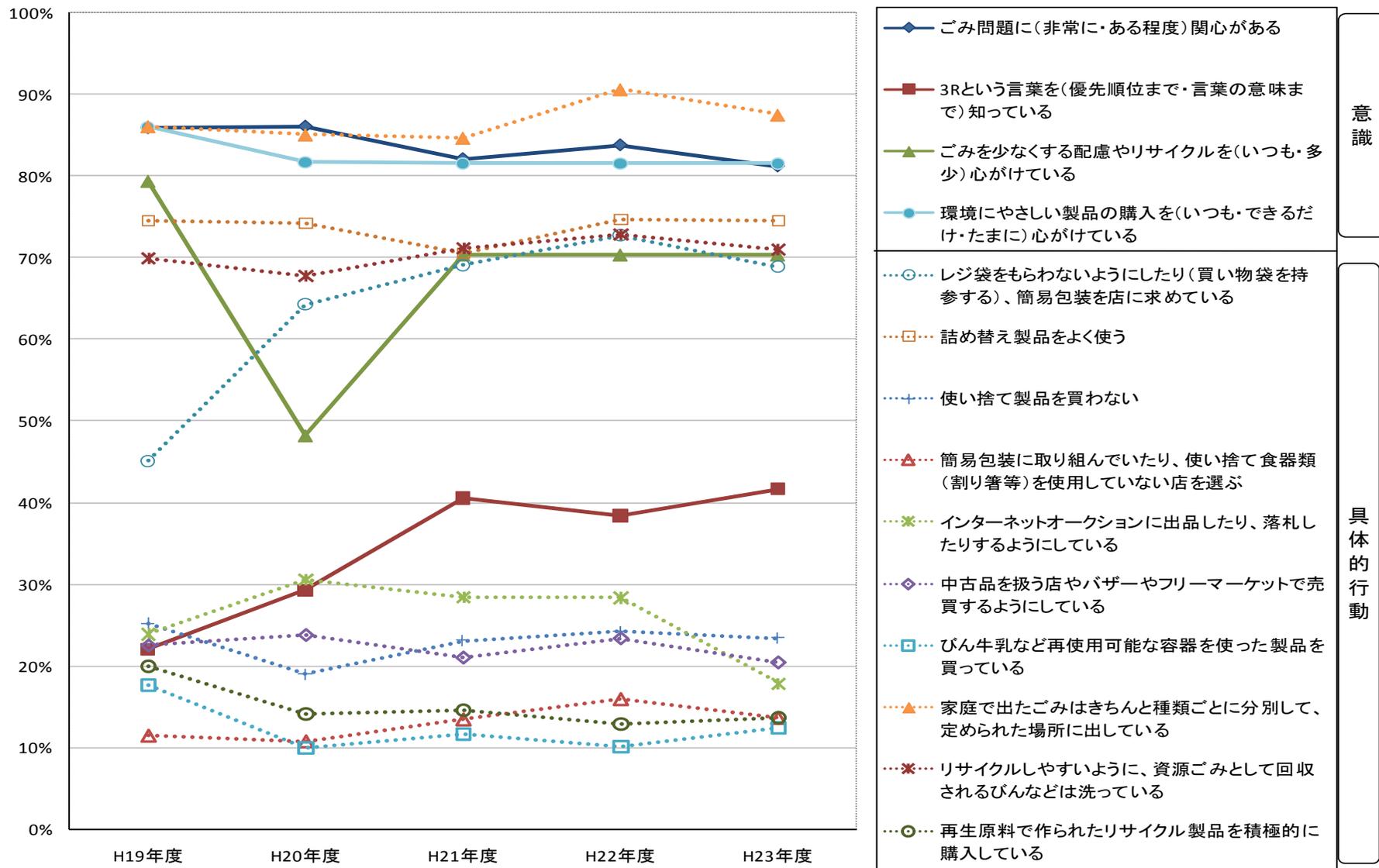
## 2. 循環型社会の形成についての意識



## 3. 3Rの言葉の認知度



# 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化



意識

具体的行動

平成23年度に行ったアンケート調査によると、循環型社会形成に向けた国民の意識については比較的高い回答率となっている一方で、具体的行動については取組が浸透してきている傾向はあるものの低い回答率のものもあるという結果となっている。

# 【目次】



- 1 . 循環型社会とは ~ 概念と背景状況 ~
- 2 . 循環型社会実現への基本計画
- 3 . リサイクル法の点検状況等

# (1) 循環型社会形成推進基本計画の概要

### 我が国における3Rの進展

#### 現状と課題

- 3Rの取組の進展、個別リサイクル法の整備等により最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展。

#### 循環資源の高度利用・資源確保

- 国際的な資源価格の高騰に見られるように、世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分。

#### 安全・安心の確保

- 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり。

#### 世界規模での取組の必要性

- 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、世界で廃棄物発生量が増加。そのうち約4割はアジア地域で発生。2050年には、2010年の2倍以上となる見通し

### 新たな目標

- より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上

	H12年度	H22年度	H32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	46(+85%)
循環利用率 (%)	10	15	17(+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	17(▲70%)

( )内はH12年度比

### 第三次循環基本計画における基本的方向

#### 質にも着目した循環型社会の形成

- リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組がより進む  
社会経済システムの構築
- 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

#### 国際的取組の推進

- アジア3R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

3R国際環境協力

廃棄物・リサイクル産業の国際展開

循環資源の適正な輸出入



#### 東日本大震災への対応

- 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

# 指標数値から見た循環型社会

我が国の循環型社会形成の進展状況（最近10年間）

		平成12年度 (2000年)	平成22年度 (2010年)	増減率
資源生産性		24.8万円/トン	37.4万円/トン	約50%上昇
循環利用率		10.0%	15.3%	約50%上昇
最終処分量		56百万トン	19百万トン	約70%減少
不法投棄の発生件数		1,027件	216件	約80%減少
土石資源投入量 (使った量)		11億トン	5億トン	約50%減少
金属資源投入量 (使った量)		1.7億トン	1.7億トン	ほぼ横ばい
廃棄物の発生量 (捨てた量)		5.9億トン	5.7億トン	ほぼ横ばい
循環利用量 (リサイクルした量)		2.1億トン	2.5億トン	約20%上昇
循環資源の輸出量 (資源の海外流出)		729万トン	2,516万トン	約250%上昇
市町村が行ったペットボトルの分別収集量		12万トン	30万トン	約150%上昇
ペットボトルの販売量		53万トン(※1)	59万トン	約10%上昇
リターナブルびんの使用量		275万トン	125万トン	約50%減少

※1 平成17年度値。

出典：環境省（ただし、ペットボトルの販売量はPETボトルリサイクル推進協議会、リターナブルびんの使用量はガラスビンリサイクル促進協議会）

## “1資源あたりの富の量“

### 資源生産性

(GDP/天然資源投入量)

- ・分母となる天然資源等投入量のうち、土石資源投入量は半減しているが、金属資源投入量は横ばい
- ・順調に上昇しているのは、土石資源の減少が要因
- ・ワンウェイのペットボトルの販売量が増加する一方で、リターナブルびんの使用量は減少

### 循環利用率

(循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量))

- ・順調に上昇しているが、一方で廃棄物の発生量はほぼ横ばい
- ・循環資源(鉄スクラップ、古紙など)の輸出量が増加
- ・枯渇性資源である金属資源の3Rに係る取組はまだまだ不十分

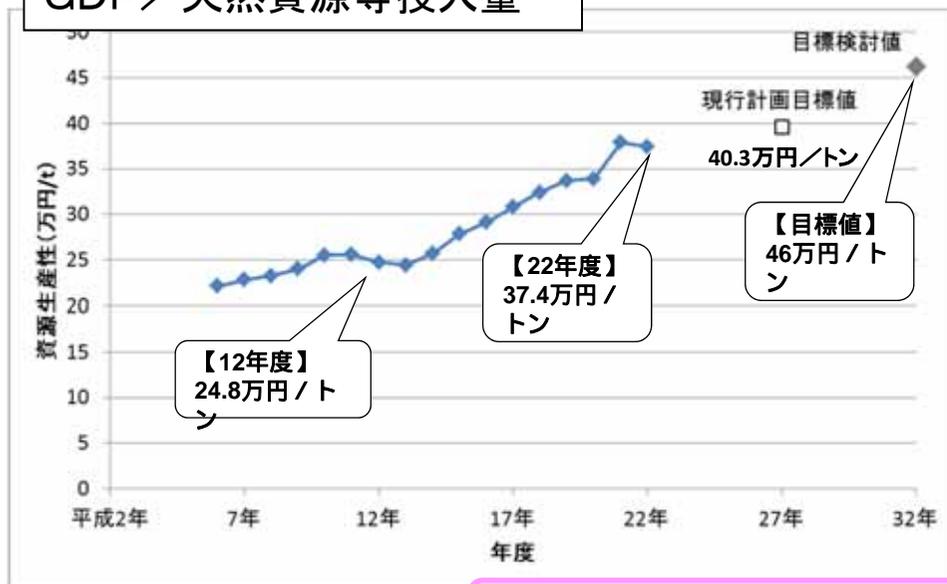
### 最終処分量

- ・我が国の大きな課題であったが、大幅に削減
- ・大規模災害発生時の円滑な処理体制の必要性、316市町村が最終処分場を有していないことから、最終処分場の確保は依然として強く求められる状況

# 物質フロー指標 - 目標を設定する指標 -

## 「入口」: 資源生産性

GDP / 天然資源等投入量

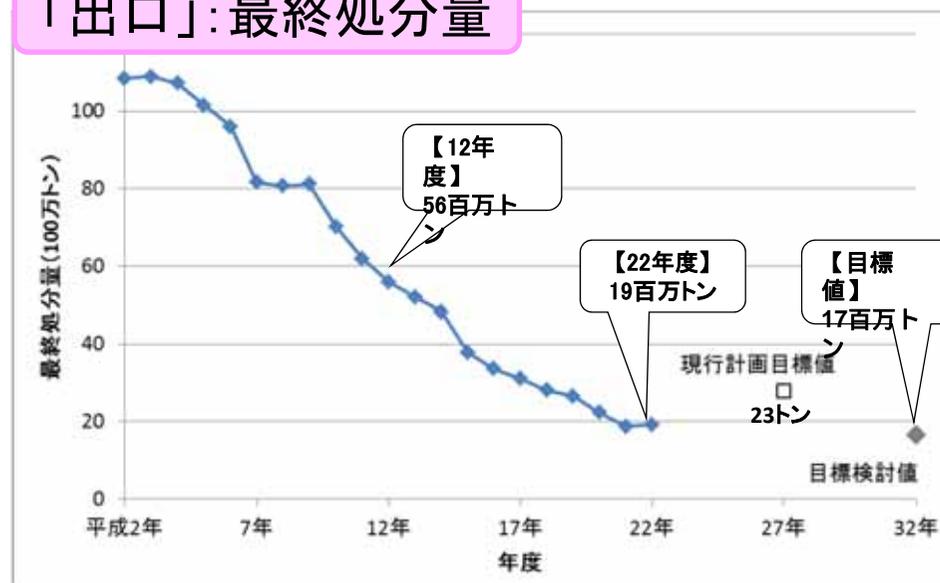


## 「循環」: 循環利用率

循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量)



## 「出口」: 最終処分量



## 今後5年間で取り組むべき重点的課題

- 1) リサイクルだけでなく、2Rの取組がより進む社会経済システムの構築
- 2) 循環資源の高度利用と資源確保
- 3) 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組と地域循環圏の高度化
- 4) 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用
- 5) 安全・安心の取組強化
- 6) 国際的取組の推進

# 1) リサイクルだけでなく、2Rの取組がより進む社会 経済システムの構築



## 2Rとは……。

3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取が遅れているリデュース、リユースを「2R」としてまとめて呼称しているもの。廃棄物等の量も少ない。

リデュースは、廃棄物等の発生を抑制すること。廃棄物等は、資源として利用する場合でも少なからず環境への負荷を生じさせることから、これを発生させないことが最も効果的となる。

リユースは、いったん使用された製品等を再び使用すること。

形状を維持したまま使用することから、リサイクルに比べ、一般的に資源の滅失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少ない。

## 2 Rの推進・循環資源の利用の高度化

- ☑ 国民・事業者が行うべき2R(リデュース・リユース)の取組を制度的に位置付けることを検討。
- ☑ リユース事業者の法令遵守体制の徹底など消費者が安心してリユース品を利用できるような環境を整備
- ☑ リサイクルも含めて、事業者や消費者が実際に取り組むことができる3R行動とその効果をわかりやすく情報提供

3R行動の環境負荷削減効果の見える化

**ノントレーなら 家族も笑顔。地球も笑顔。**

**保存もカンタン、かさばらない。**  
ノントレー商品は、お買い物後も持ち運びがラク! 家で、そのままスッキリ冷凍保存できる!

**ゴミを減らして、CO<sub>2</sub>も減らせる。**  
ノントレー商品は、ゴミが減る! 手間が減る! CO<sub>2</sub>も減って地球にやさしい!

廃棄物 <b>1.35 kg</b> 削減/年	ゴミ袋 (30ℓ) <b>10</b> 袋分 削減/年
-------------------------------	-----------------------------------

1家族あたりのトレイ消費量を1枚/日とする

トレイ



ノントレー(ポリ袋)



- ☑ 平成25年度から新たに始まる小型家電リサイクル制度の参加・回収率の向上を目指し、地方公共団体等の支援、普及啓発、各主体の連携促進を実施
- ☑ レアメタル等の回収量の確保やリサイクルの効率性の向上に向けた取組を進める



- ☑ リサイクルを行いやすくするよう、原材料の表示、部品のユニット化等の製品設計段階の取組を促進
- ☑ 使用済製品については、より広域でのリサイクルを念頭に製品の製造業者等が回収する廃棄物処理法の広域認定制度等を適切に活用。
- ☑ 使用済製品を原料として同一の種類の商品を製造する高度で高付加価値な水平リサイクルなどの普及に向けた技術開発

一般的ナリサイクル



水平リサイクル



## 2) 循環資源の高度利用と資源確保

金属資源の可採年数は、鉄鉱石66年、銅鉱石40年、鉛鉱21年、亜鉛鉱21年（米国地質調査所）。

鉄鉱石の可採年数は、1990年時点の166年から、2010年時点には66年になっており、この20年間で約1 / 3に減少。

世界の銅（地金）消費量と銅価格（ドル）の推移



～ UNEP が設立した国際パネルのレポート～

これまで世界の経済成長は安価な資源価格により支えられてきたものの、近年の資源価格は逆に上昇しており、今後はより効率的に資源を利用するため、システム・技術の革新を速やかに成し遂げる必要がある。

# 希少金属のリサイクル

金属資源の採掘時には、樹木の伐採、重金属の不適切な処理による水質汚濁など、様々な環境影響を及ぼすおそれ。

プラチナや金などの希少金属は、例え製品中にはわずかしか使われていないとしても、採掘現場ではその何十万倍もの採掘資源を掘り起こして

る。  
1gの金属資源を採取するのに必要な物質総量は、鉄が約8gなのに対し、銅は約360g、プラチナは約520kg、金は約1.1t。

希少金属のリサイクルは、我が国における資源確保だけでなく、地球規模での環境保全につながる。

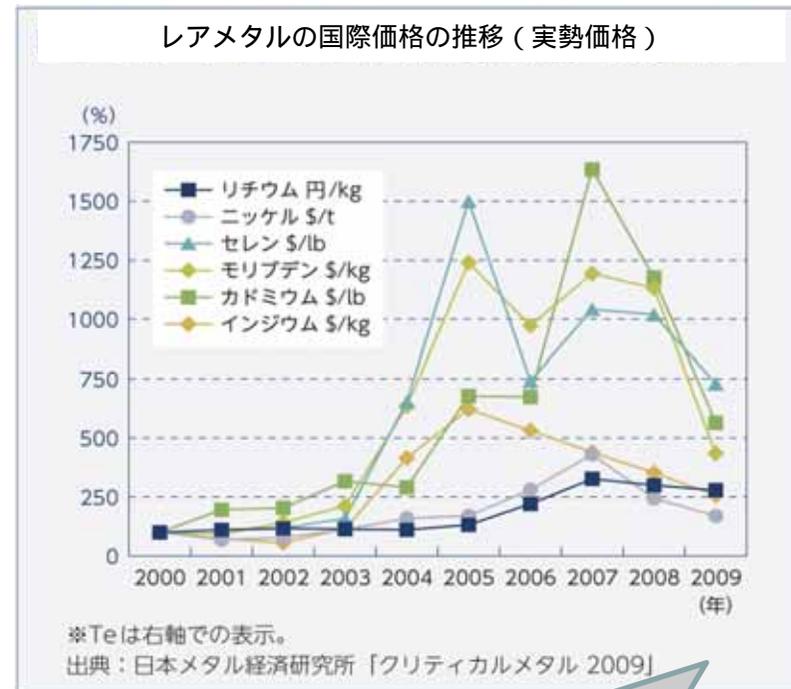


# レアメタル

- 自動車、IT製品の原材料等として幅広い用途に使用されているレアメタルは、需要が伸びている一方で、ベースメタルの副産物として産出されるケースが多く、供給構造は脆弱。
- レアメタルの産出国を見ると、その多くが全埋蔵量の半分以上を上位3カ国が占めるなど、特定の国に偏在。
- これらを背景に、レアメタルの価格は、安定的かつ大量に供給できる体制が整備されている鉄や銅などと比較して、極めて不安定なものとなっている。



資料 外務省



薄膜型太陽光パネルやコピー機の感光ドラムに使われるセレンの価格は、開発途上国の旺盛な需要や鉱山事故による停止・原産などにより、供給不足となり、2005年に急騰。その後、金融危機に伴う景気後退等を要因として、大きく下落。

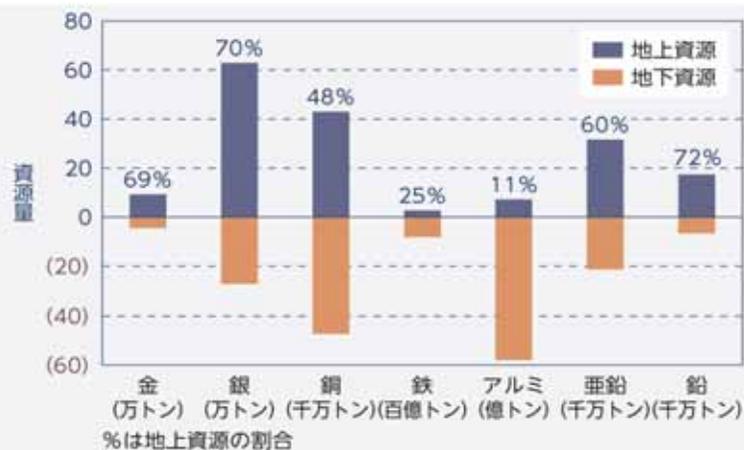
	資源の上位埋蔵国（2009年）			上位3カ国のシェア
レアアース	中国	インド	ブラジル	99%
バナジウム	中国	南アフリカ	ロシア	98%
白金	南アフリカ	ロシア	ジンバブエ	93%
タングステン	中国	ロシア	カナダ	88%
モリブデン	中国	米国	チリ	80%
リチウム	チリ	豪州	中国	78%

出典：U. S. Geological Survey, Mineral Commodity Summaries,2010

# 資源は、鉱山だけに眠っているわけじゃない

- 世界でこれまでに採掘した資源の量(地上資源)と、今後採掘可能な埋蔵量(地下資源)を比較すると、既に金及び銀については、地下資源よりも、地上資源の方が多い状況。
- 我が国に存在する様々な使用済製品の中には、原材料として使用した有用金属が多く含まれており、それらの総量は、海外の大鉱山に匹敵(都市鉱山)。
- 使用済製品のうち、事業者によるリサイクルが積極的に行われている、大型家電、自動車、パソコン、蓄電池、コピー機等の再資源化率は、7割～9割と高水準。他方で、それら以外の廃棄物は、鉄、アルミニウムなど一部の金属を除き、埋立処分されている。

主な金属の地上資源と地下資源の推計量  
(%値は地上資源比率)



注) 地上資源はこれまでに採掘された資源の累計量、地下資源は可採埋蔵量を示す。

出典：(独)物質・材料研究機構

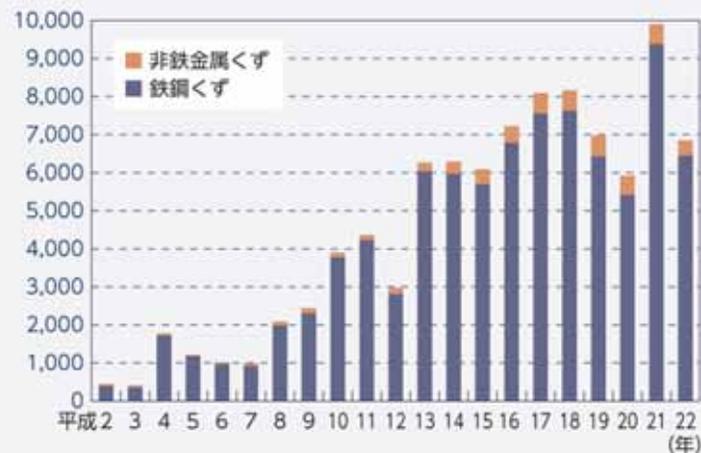
世界の埋蔵量に対する我が国の都市鉱山の比率



## 我が国に眠る需要国にある地下資源

- 近年、開発途上国の経済発展・旺盛な資源需要を背景に、これら使用済製品及び金属系廃棄物の輸出量は増加の一途。
- 開発途上国に輸出された使用済みの電子電気機器の一部は、そのまま解体され、有用金属の回収が行われているおそれがある。
- 開発途上国では、有害物質の処理が適切に行われず、住民の鉛やカドミウム濃度が高くなっている事例が報告。

鉄鋼くずと非鉄金属くずの輸出量の推移

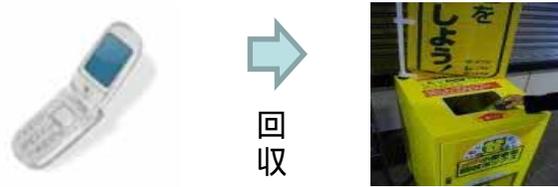


出典：「貿易統計」財務省



# 循環資源の利用の高度化

☑ 平成25年度から新たに始まる小型家電リサイクル制度の参加・回収率の向上を目指し、地方公共団体等の支援、普及啓発、各主体の連携促進を実施。



☑ レアメタル等の回収量の確保やリサイクルの効率性の向上に向けた取組を進める。

☑ リサイクルを行いやすくするよう、原材料の表示、部品のユニット化等の製品設計段階の取組を促進

☑ 使用済製品については、より広域でのリサイクルを念頭に製品の製造業者等が回収する廃棄物処理法の広域認定制度等を適切に活用。

☑ 使用済製品を原料として同一の種類製品を製造する高度で高付加価値な水平リサイクルなどの普及に向けた技術開発

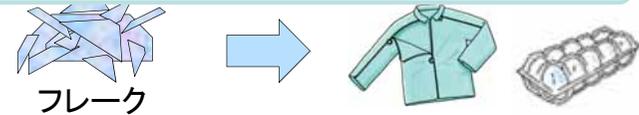
市町村における有用金属の回収状況

金属	回収割合
鉄	66.8%
銅	21.7%
銀	4.0%
金	4.6%
アルミ	52.9%
ステンレス	16.5%
レアメタル	2.6%

※回収割合とは回収を行っている自治体数の割合  
(回答自治体数 1,748自治体)

出典(独)物質・材料研究機構

## 一般的なりサイクル



## 水平リサイクル

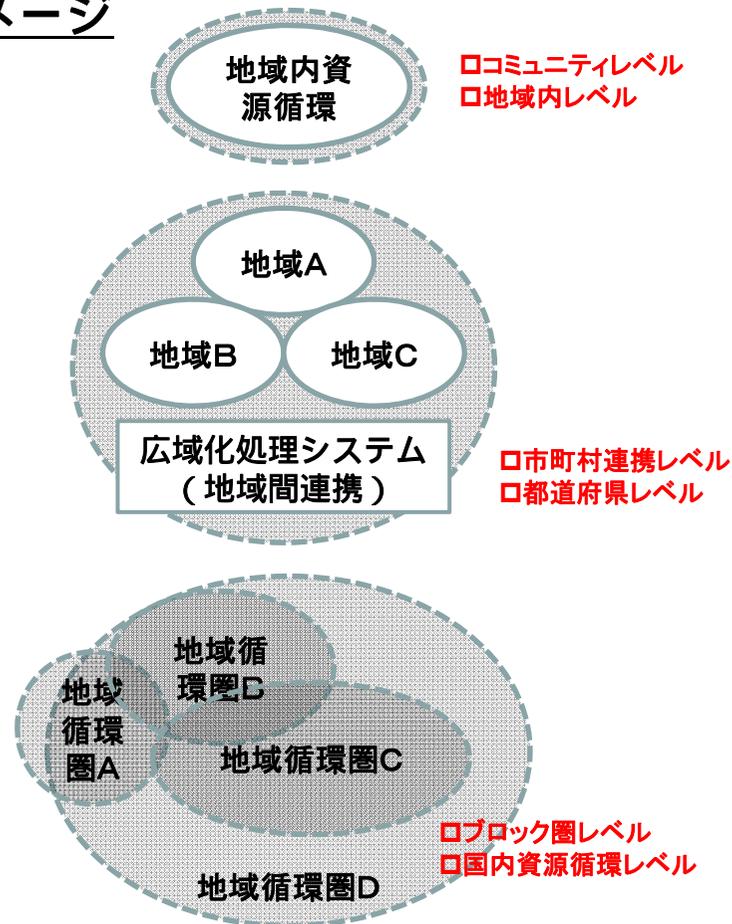
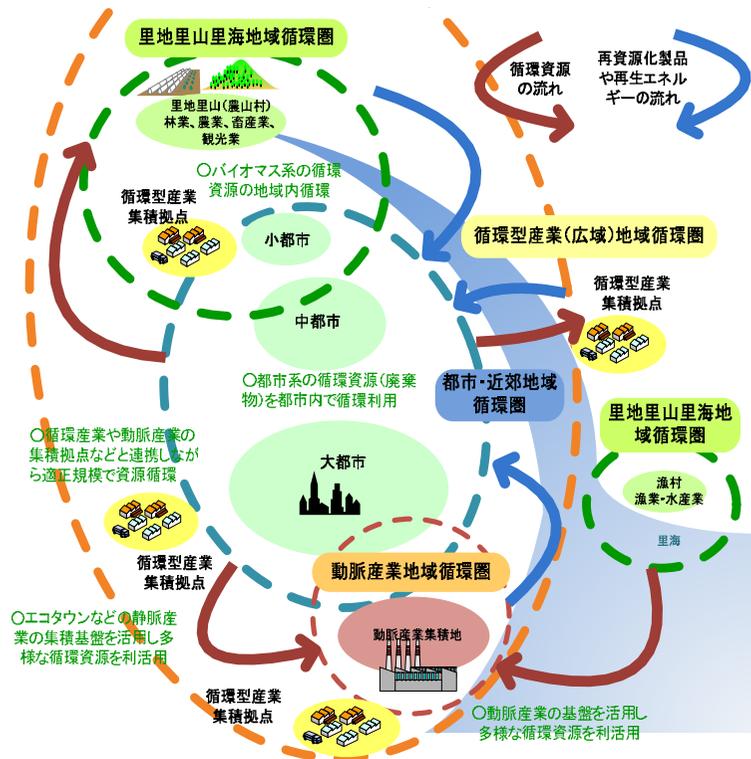


# 3) 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組と地域循環圏の高度化

## 地域循環圏とは

- ・ 地域や循環資源の特性に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要。
- ・ 地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては循環の環を広域化させ、重層的な地域循環を構築していくという考え方。

## 「循環の環」のイメージ



# 循環型社会に向けた更なる3Rの推進 (3R行動見える化ツールの開発・普及)

➡ 3Rに資する個々の行動(「3R行動」)が環境負荷を削減する効果を数値化して表すもの

## メリット

- 消費者が、なんとなく環境にいいだろうということで実践してきた3R行動の環境負荷削減効果が、数値でわかる。
- 企業の取組の環境への貢献を、数値でPRできる。

## 3R行動の項目(例)

### リデュース

- ・減量容器の販売
- ・量り売り販売
- ・レジ袋辞退
- ・簡易包装の推進
- ・マイボトル、マイ容器の利用

### リユース

- ・リターナブル容器製品の販売
- ・古着のリユース

### リサイクル

- ・ペットボトル
- ・食品トレー
- ・卵パック
- ・家庭用廃油
- ・アルミ缶
- ・スチール缶
- ・紙
- ・インクジェットカートリッジ

## ツールの活用例

〔 環境負荷削減効果を  
POPで店頭表示した例 〕



(協力:コープかながわ ハーモス荏田店)

# 「3R行動見える化ツール」の使用方法

環境省HP上のエクセル  
で簡単な計算が可能！

① 該当する  
3R行動を選択

② 3R行動の  
行動量を入力

③ 3R行動の環境負荷削減  
効果が自動計算される

3R行動 項目(例)	商品名	事業者 の 行動量	天然資源投 入量削減 (L)	廃棄物発生 量削減 (kg)	最終処分 量削減 (kg)	CO2削減 kg-co2
減量容器への 置換	軽量ペットボトル (500ml)の清 涼飲料水	1000本	原油 8.10	0.00	0.50	35.38
リターナブル 容器の利用	ビール瓶(500 ml)1本購入当 たり	500本				
食品トレー無 し販売	食品トレー ポ リ袋(肉100g相 当)	1000個				
レジ袋辞退	レジ袋(Lサイ ズ)	2000回	原油 6.46	13.6	0.76	65.58
ペットボトルの 回収・リサイク ル	ペットボトル(50 0ml、33g)	10kg	原油 6.70	—	0.40	32.30

計算可能な環境負荷削減効果は4つ。

- 天然資源投入量の削減量
- 廃棄物発生量の削減量
- 最終処分量の削減量
- CO2の削減量

## 4) 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用

エネルギー・環境問題に対応をすべく、分散型電源であり、かつ、安定供給が見込める循環資源・バイオマス資源の熱回収がエネルギー供給源として果たす役割が増大。

具体的な取組として、

- 高効率廃棄物発電施設の早期整備、廃棄物発電における固定価格買取制度(FIT)の活用可能性を高めるための環境整備を実施。
- 焼却施設や産業工程から発生する中低温熱について、地域冷暖房に活用するなど有効利用を促進。
- バイオ燃料の生産拡大、生ごみ等のメタンガス化、間伐材等の木質ペレット化等を促進。



## 5) 安全・安心の取組強化

- 大規模災害時においても円滑に廃棄物の処理を実施できる体制の整備を構築する。
- 有害物質をしっかりと処理した上での循環資源の利用、有害物質情報に関する情報共有・意思疎通など、安全・安心の取組を強化する。

### 震災・原発事故の与えた影響

- ・ 東日本大震災は、大量の災害廃棄物の処理を課題として突きつけるなど、豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となって立ちはだかるものであることを改めて示した。
- ・ 福島第一原子力発電所の事故より、放射性物質によって汚染された廃棄物が原子力発電所の敷地外で発生するという、これまで予想していなかった事態が生じ、国民の安全、安心に関する意識に大きな高まり。



### 有害物質をめぐる情勢

- ・ 長期保管されているPCB廃棄物について、一刻も早い処理完了に向け、体制充実を図る必要。
- ・ 国際化学物質管理会議(ICCM)で採択された国際的な化学物質管理のための戦略アプローチ(SAICM)において、電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質の管理が新たな課題とされた。



### 災害時の災害廃棄物処理システムの強化

- ☑ 東日本大震災における対応について、反省点を含め、しっかり分析するとともに、災害の被害規模の段階や状況に応じた対策をとれるよう、現行の震災廃棄物対策指針を全面的に見直し、新たな指針を策定する。
- ☑ 大規模災害時に、災害廃棄物を円滑に処理することができるよう、広域的な協力を含め、①地方公共団体間の連携の促進、②民間事業者等との連携、③仮置場の確保を促す。
- ☑ 大規模災害が発生した際には、地方公共団体等の各主体と十分な連携を図りつつ、各主体への支援を適切かつ迅速に実施する。



### 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築

- ☑ アスベスト、PCB等の有害物質を含むものについて、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る。
- ☑ 水銀条約の制定に向けた国際条約の進展を踏まえ、水銀廃棄物の環境上適正な管理・処分等のあり方について検討を進める。
- ☑ 有害物質情報について、国際的動向を含めて情報交換を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスク・コミュニケーションを的確に実施する。



## 6) 国際的取組の推進

- アジアにおける循環型社会構築に向けて3R国際協力と我が国循環産業の海外展開を一体的に推進するとともに、環境負荷低減や資源の有効利用に資する場合には、循環資源の国際移動手続の円滑化等を実施。

### 3R国際協力と循環産業の海外展開支援の推進

- ☑ 我が国とつながりの深いアジア各国において循環型社会が形成されるよう、アジア3R推進フォーラムなどを通じて、情報共有や合意形成を推進する。
- ☑ アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度が定着するよう、3R国家戦略等策定支援、法制度整備、専門家の派遣、研修生の受入拡大を図る。
- ☑ アジア各国における廃棄物・リサイクル技術向上と我が国経済の発展に資するため、我が国循環産業(廃棄物・リサイクル産業)の海外展開を支援する。
- ☑ UNEP等の国際機関の活動に積極的に参画し、3R・廃棄物処理に関する我が国の最新の知見の取組を反映させる。



アジア3R推進フォーラム

### 循環資源の輸出入に係わる対応

- ☑ 有害廃棄物等の国際移動による環境汚染を防止するため、関係国・関係機関との連携強化等により、水際対策を強化する。
- ☑ 途上国では適正な処理が困難なものの我が国では処理可能な国が廃棄物等を受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効利用を図る。
- ☑ 国内での利用に限度があり、環境汚染が生じないこと等の要件を満たす循環資源の輸出の円滑化を図る。



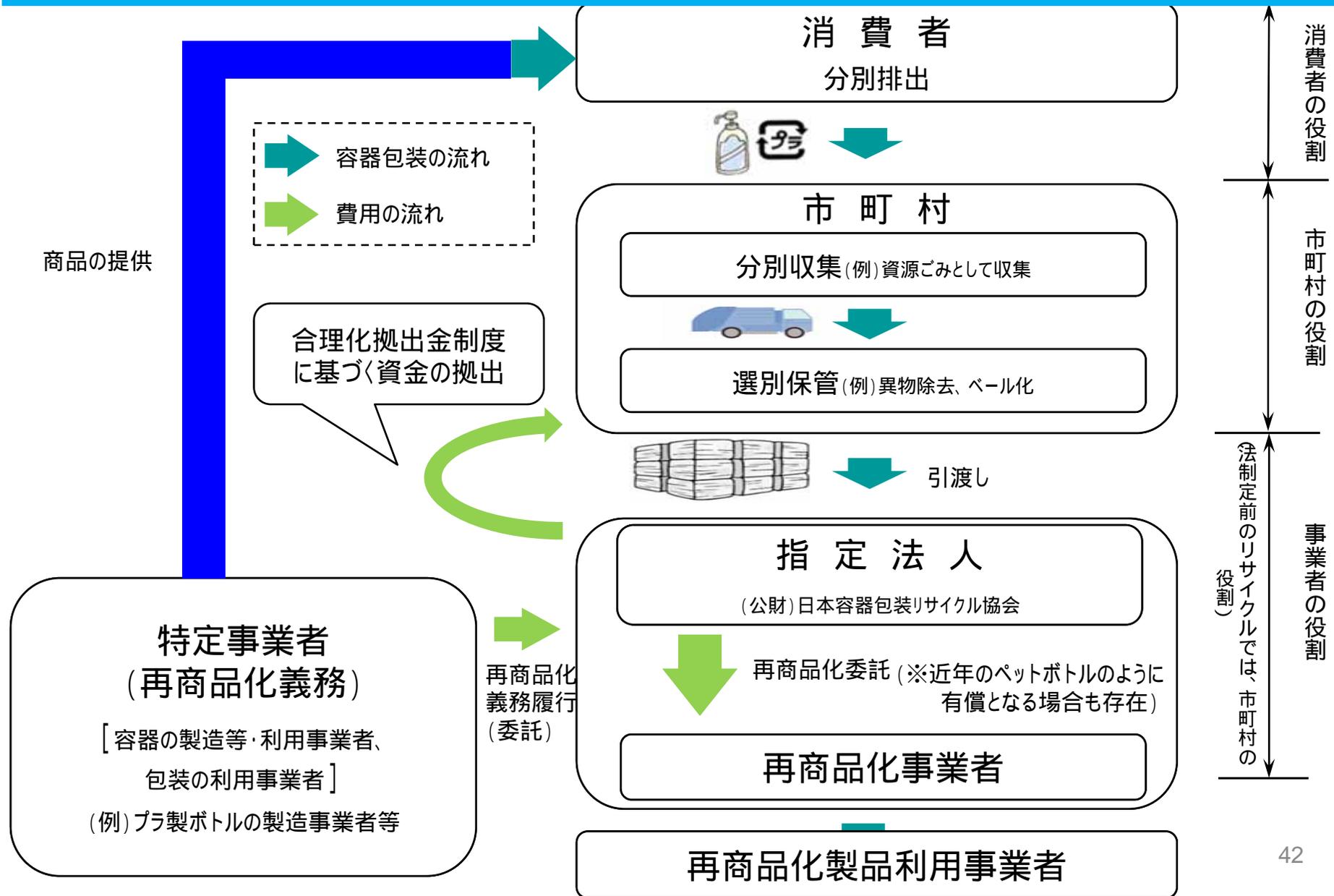
# 【目次】



- 1 . 循環型社会とは ~ 概念と背景状況 ~
- 2 . 循環型社会実現への基本計画
- 3 . リサイクル法の点検状況等

# 容器包装リサイクル法と見直しの 検討状況

# 容器包装リサイクル制度の概要（指定法人ルート）



# 再商品化義務の対象品目

- 「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう（容器包装リサイクル法第2条第1項）
- 市町村は容器包装区分ごとに分別収集を実施。
- 下記10品目のうち、独自のリサイクルシステムが存在し、市町村から有償又は無償で引き取られている4品目（スチール製容器、アルミ製容器、段ボール製容器、飲料用紙製容器）については、再商品化義務の対象外としている。

ガラス製容器	(無色)
	(茶色)
	(その他の色)
紙製容器包装	
ペットボトル	
プラスチック製容器包装	
スチール製容器	
アルミ製容器	
段ボール製容器	
飲料用紙製容器	

## 再商品化義務の対象6品目



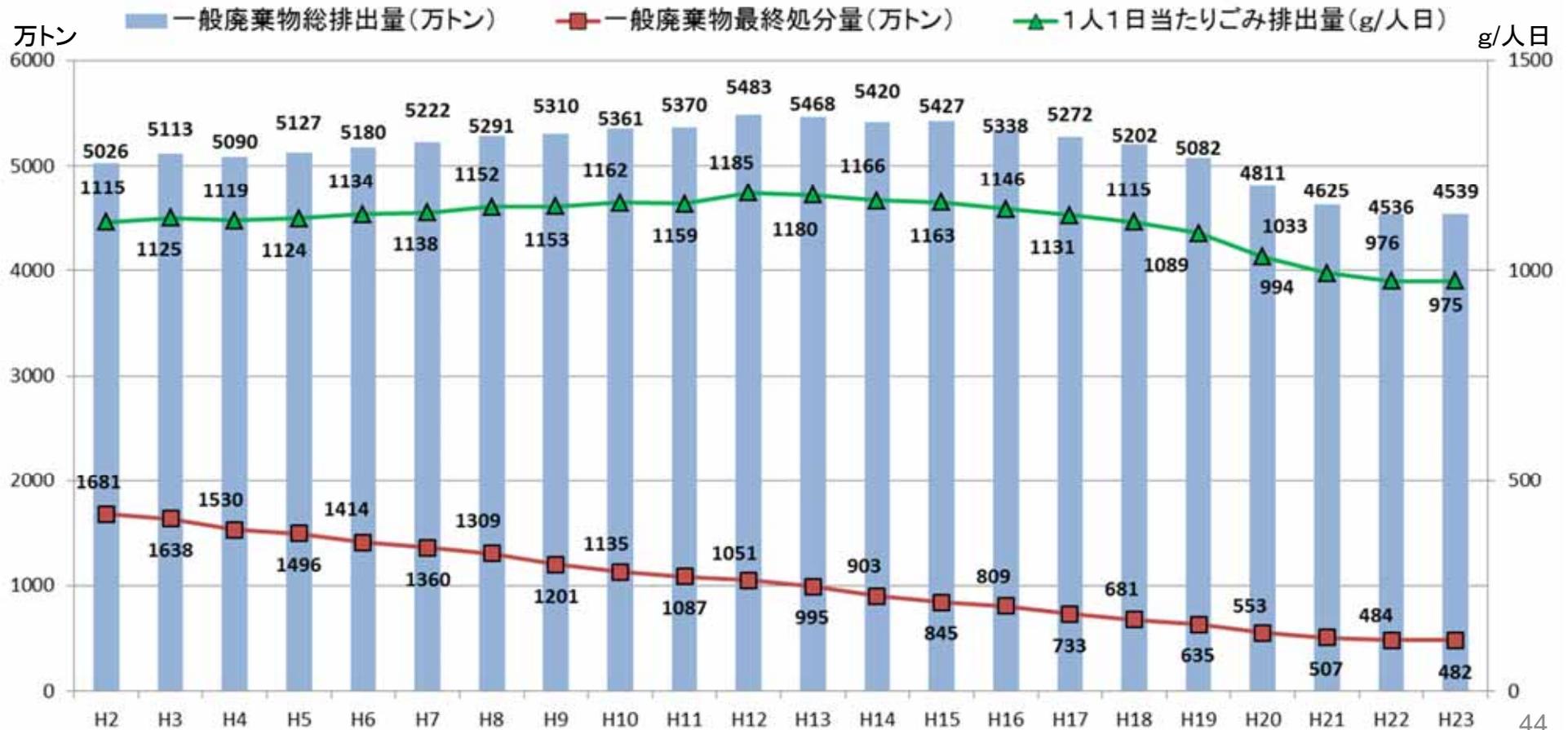
# ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況

我が国のごみの排出量は、平成12年度をピークに減少しており、平成23年度においては、4,539万トンとなっている。

このうち、容器包装廃棄物が占める割合は容積比で約54%、湿重量比で約24%となっており、約60%を占めると言われていた容積比は減少している。

1人1日当たりごみ排出量は、直近は975gと、法制定時（平成7年。1138g）から14%、ピーク時（平成12年。1,185g）から約18%、減少している。

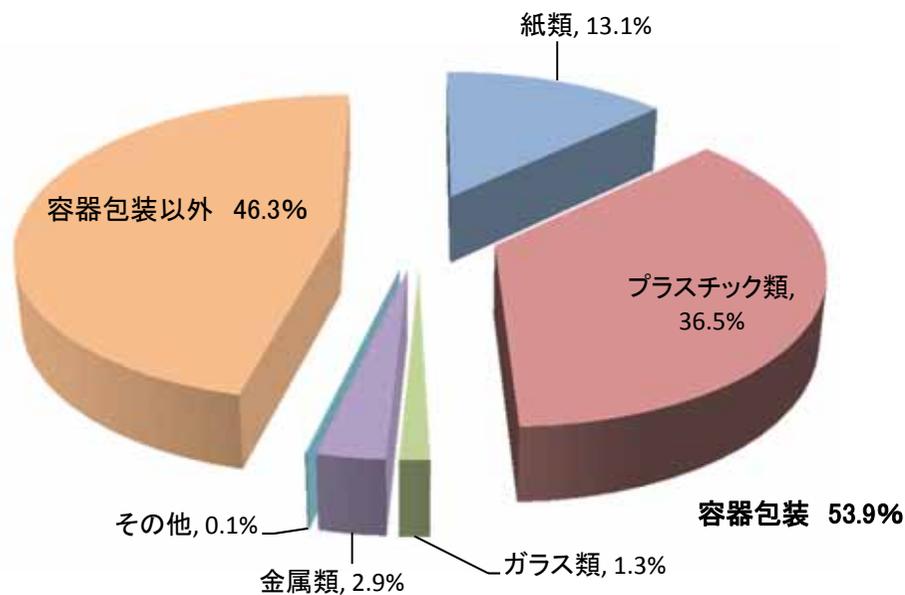
## 一般廃棄物総排出量・一般廃棄物最終処分量・1人1日当たりごみ排出量



出典: 環境省「日本の廃棄物処理」

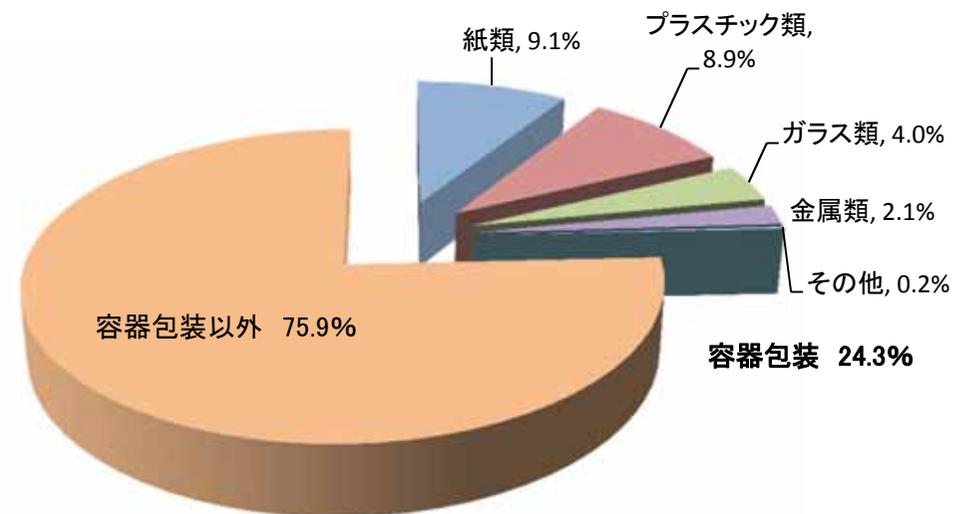
# 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合（平成24年度）

## (1)容積比



※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

## (2)湿重量比

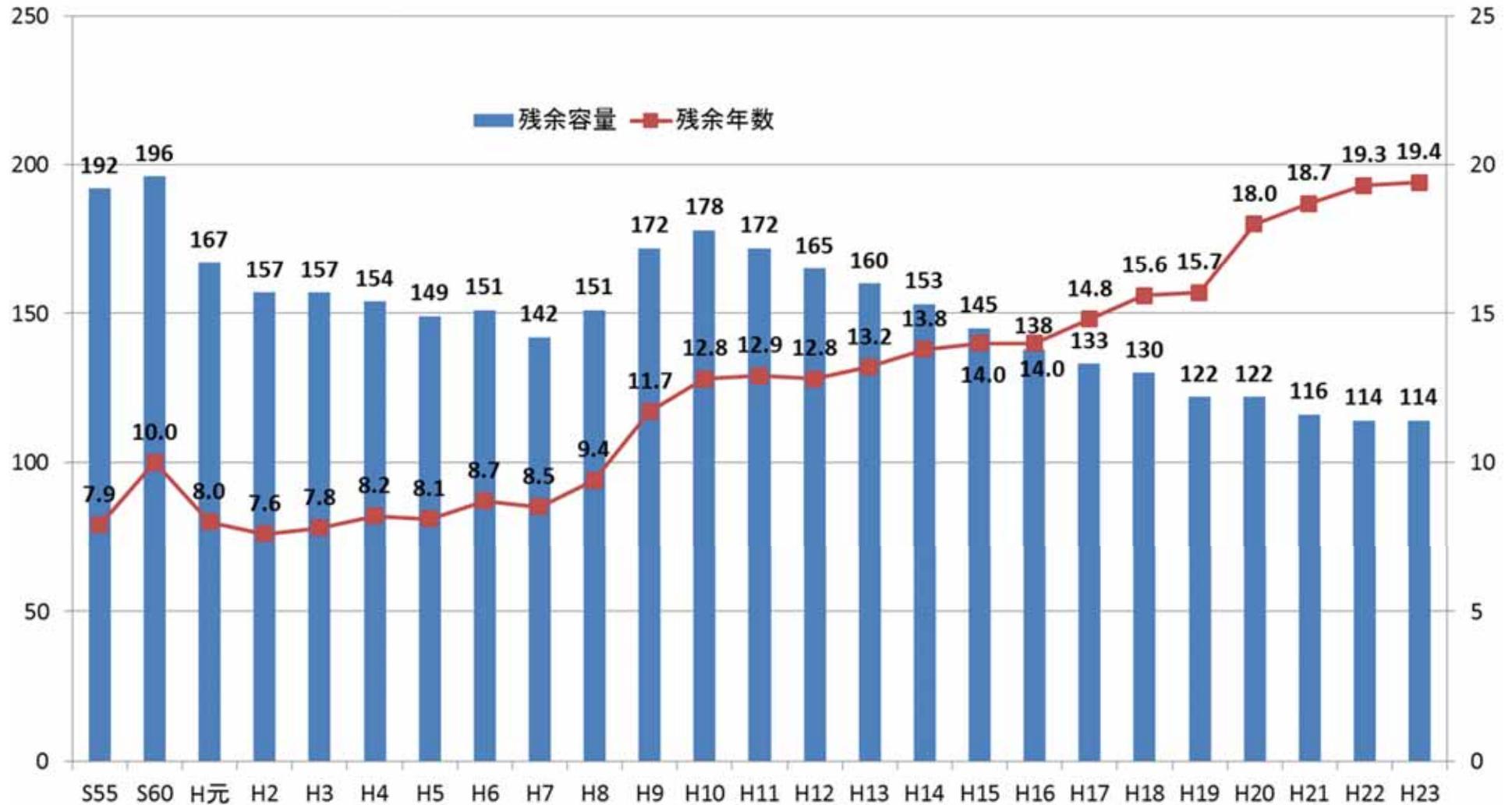


出典：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

# 一般廃棄物最終処分場の状況

残余容量(百万m<sup>3</sup>)

残余年数(年)

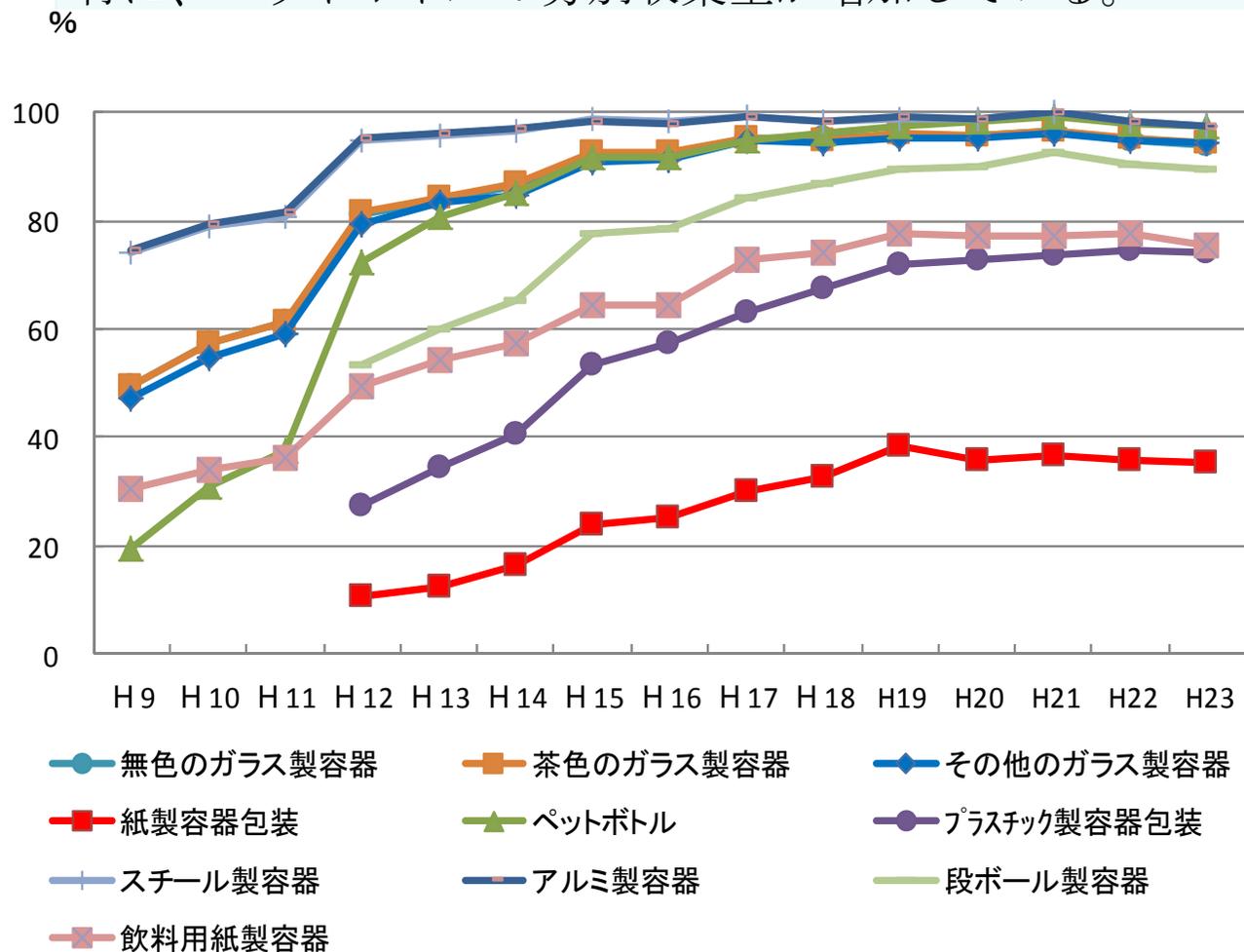


出典:環境省「日本の廃棄物処理」

# 分別収集の実績

## 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移

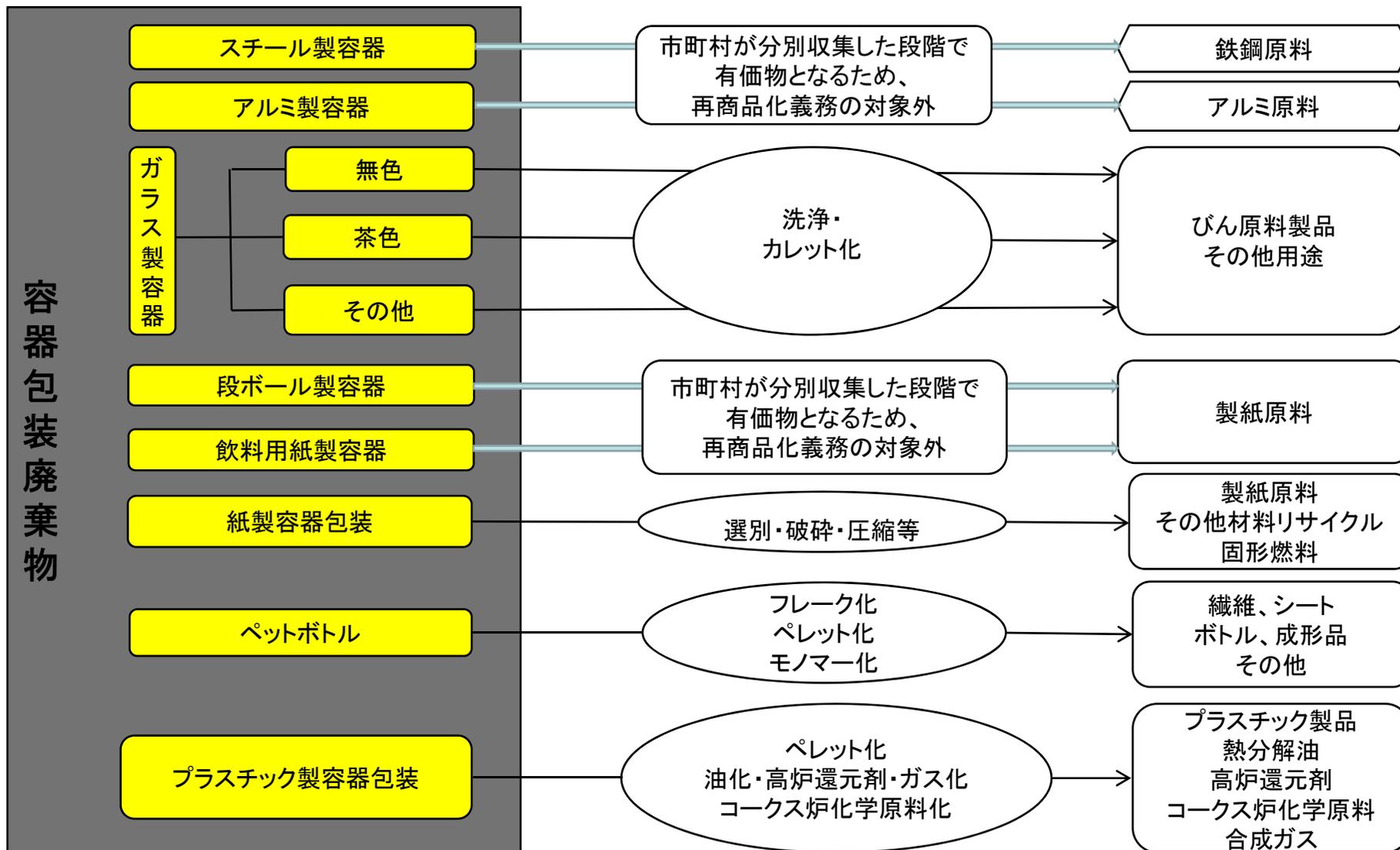
分別収集実施市町村の割合はガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶については9割を超えているが、紙製容器包装は低い割合であり、プラスチック製容器包装は近年横ばいである。分別収集量は全体量は増加しており、特に、ペットボトルの分別収集量が増加している。



品目	H23年度 実施割合 (%)
無色のガラス製容器	94.1
茶色のガラス製容器	94.3
その他のガラス製容器	94.5
紙製容器包装	35.2
ペットボトル	97.2
プラスチック製容器包装	74.2
(うち白色トレイ)	29.1
スチール製容器	97.5
アルミ製容器	97.5
段ボール製容器	89.6
飲料用紙製容器	75.4

# 容器包装廃棄物の再商品化の方法

容器包装廃棄物の再商品化については、以下のとおり素材の特性に応じたリサイクルを行っている。



# 容器包装リサイクル法改正（平成18年）の概要

## ◆改正の趣旨

### (1) 循環基本法における3R推進の基本原則に則った循環型社会構築の推進

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、排出抑制、再使用を更に推進する。また、リサイクルについては、効率的・効果的な推進、質的な向上を図る。

### (2) 社会全体のコストの効率化

循環型社会の構築等に係る効果とのバランスを常に考慮しつつ、容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストを可能な限り効率化させる。

### (3) 国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

各主体が自ら率先してできる限りの取組を推進すると同時に、相互連携による積極的な対応を目指す。

## ◆改正の主な概要

- ・基本方針に「容器包装廃棄物の排出の抑制の促進」「容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡し」に関する事項を追加【第2条】
- ・容器包装廃棄物排出抑制推進員制度の創設【第7条の2】
- ・小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置の創設【第7条の4】
- ・リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度の創設【第10条の2】
- ・事業者間の公平性の確保（再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化（罰金50万円以下 100万円以下））【第46条】

# 使用済ペットボトル等の再商品化のための円滑な引き渡し等について

## 基本方針に「容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡し」に関する事項を追加

### 基本方針

使用済ペットボトル等の分別基準適合物を市町村が指定法人以外の処理事業者に引き渡す場合、以下のことが必要である

- 分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていること
- 市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、地域住民に対する情報提供に努めること



### 対応

- 平成20年6月以降、計4度にわたり基本方針の主旨について各自治体に周知を行った。
- 平成24年12月に基本方針の趣旨を踏まえた対応を行う予定のない自治体名の公表したところ。

## 容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）制度

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出抑制に関する消費者に対する指導・助言、事業者と消費者との連携に関する取組の普及啓発等を行う。（平成19年4月施行）

◎環境負荷の少ないライフスタイルを提案し、その実践を促す活動を行っているオピニオンリーダー

- ・第1期 全国で活躍している著名人等 12名
- ・第2～6期 地域で活動 90名 計102名

◎容器包装廃棄物の削減に関する講演会、シンポジウム、環境学習講座など、全国各地で普及啓発活動を実施

◎普及啓発用小冊子「まなびあいブック」の活用



# 小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置

○小売業事業者(指定容器包装利用事業者:各種商品小売業、飲食料品小売業等)

## 判断基準 (ガイドライン)

主務大臣が、容器包装の使用合理化に係る判断基準※を策定。

(※容器包装の使用原単位の低減目標の設定、目標を達成するための取組を計画的に行うこと、容器包装の使用合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進すること、消費者への情報提供、関係者との連携等)

○年間50トン以上の容器包装を使用する事業者(容器包装多量利用事業者)

### 定期報告

毎年度、容器包装の使用量、使用合理化のために実施した取組(レジ袋有料化、声かけの実施等)及びその効果、容器包装の使用原単位等に関する報告を義務付け

(取組が著しく不十分な場合、主務大臣は勧告・公表・命令を行う)

### 勧告

判断基準に照らし取組が著しく不十分な場合、勧告

### 公表

勧告に従わない場合、公表

※使用原単位…  $\frac{\text{容器包装利用量}}{\text{売上高等の容器包装の利用と密接な関係を持つ値(売上高、客数等)}}$

### 命令

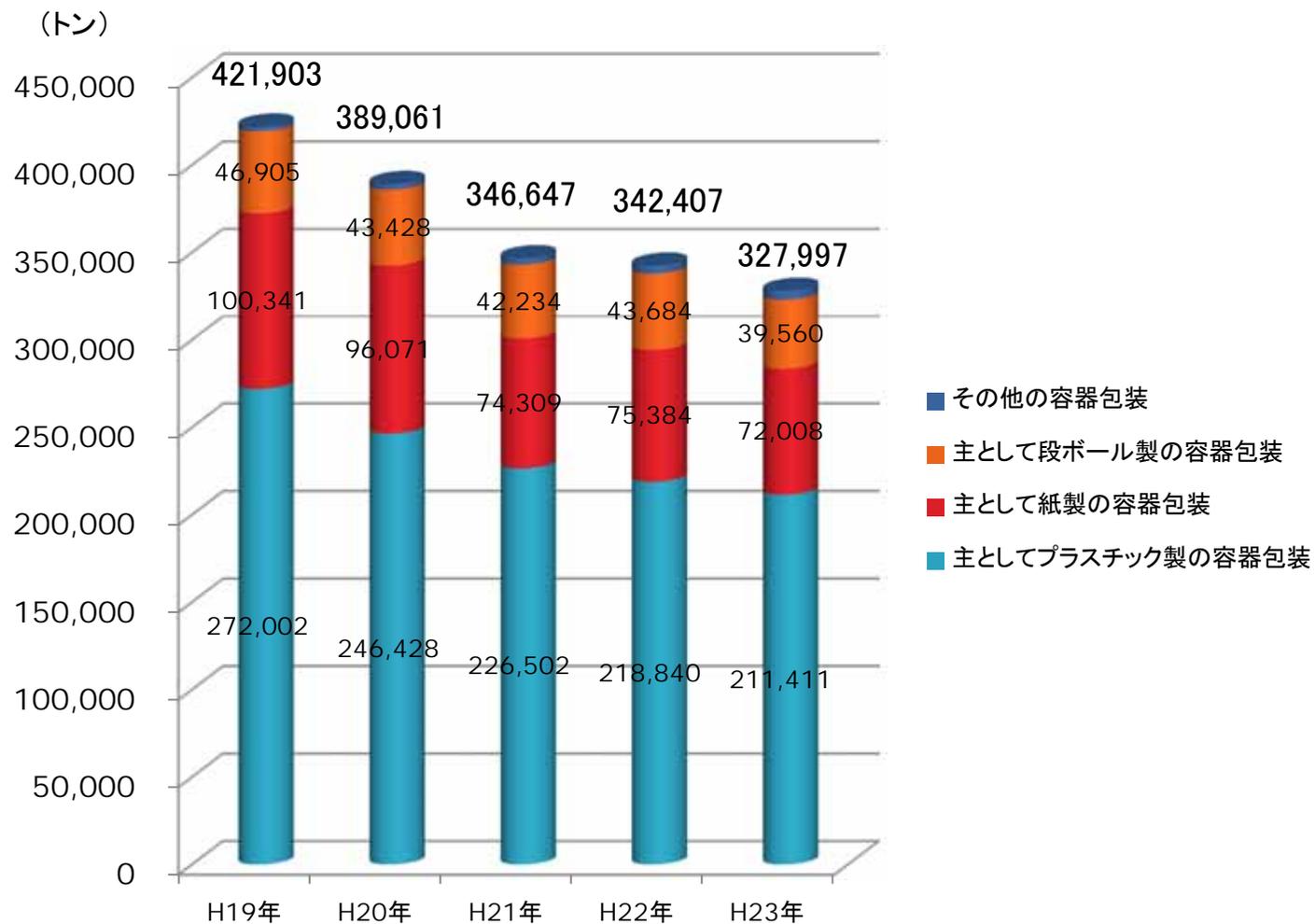
公表後も勧告に従わない場合、命令

### 罰則

命令に従わない場合、50万円以下の罰金

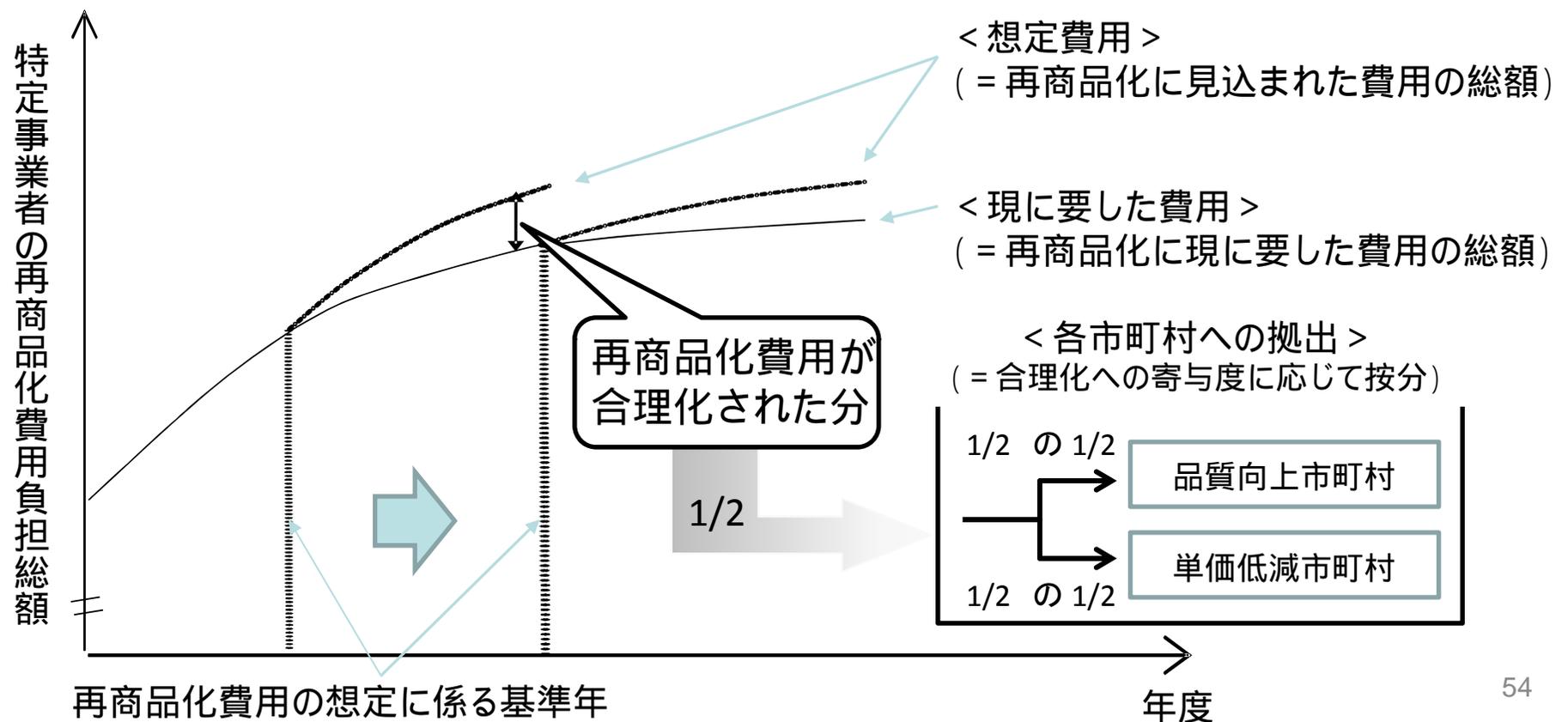
# 小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置

- 定期報告提出事業者の、過去5年間の容器包装使用量の推移について分析したところ、平成23年度実績の容器包装の使用総重量は327,997トンであり、平成19年度実績と比較して約9.4万トン(約22%)減少。



# リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度

- 市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るため、実際に要した再商品化費用が想定額を下回った部分のうち、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する。
- 事業者から市町村へ拠出される額については、再商品化費用の効率化に寄与する要因には、市町村の取組(分別基準適合物の質的向上等)によるものと事業者の取組(再商品化の高度化等)によるものがあるため、効率化分の2分の1とされている。



# 拠出金制度導入後のプラスチック製容器包装ベール品質の推移

	Aランク	Bランク	Dランク
容器包装比率	90%以上	85%以上90%未満	85%未満



# 合同審議会における審議状況について

## 【改正容器包装リサイクル法】

### 附則 第4条

政府は、…施行後5年（平成25年4月）を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

### ＜審議会開催状況＞

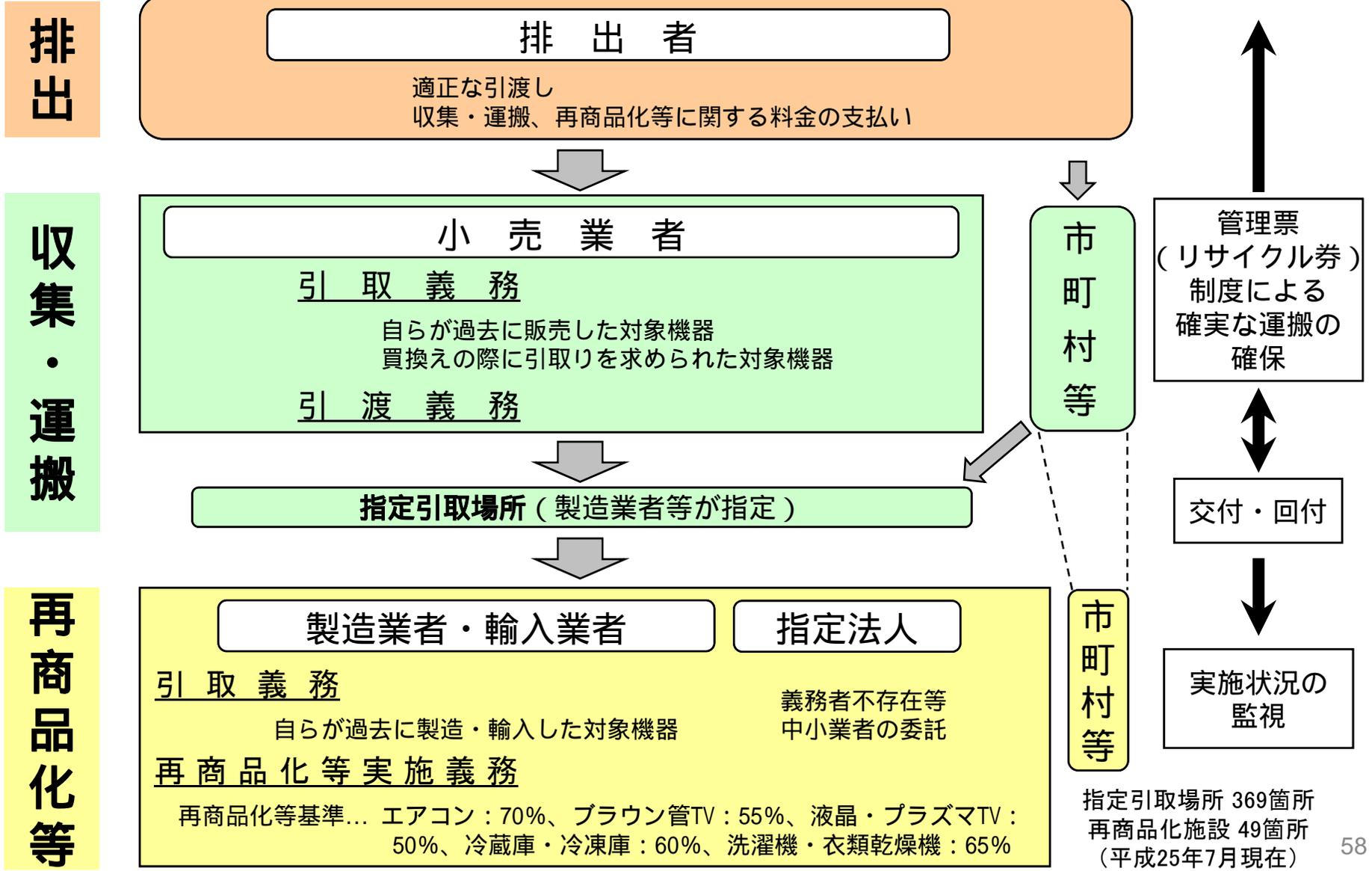
開催日	議事
平成25年 9月19日(木)	1. 容器包装リサイクル法の施行状況について 2. 事業者による容器包装3Rに係る取組状況について
10月15日(火)	1. 容器包装リサイクル法関係者等からのヒアリング
10月29日(火)	1. 容器包装リサイクル法関係者等からのヒアリング (秋田県横手市、神奈川県横浜市、石川県小松市、愛媛県松山市)
11月19日(火)	1. 容器包装リサイクル法関係者等からのヒアリング
12月5日(木)	1. 容器包装リサイクル法関係者等からのヒアリング
12月19日(木)	1. 容器包装リサイクル法関係者等からのヒアリング
平成26年 2月18日(火)	1. ヒアリング意見を踏まえた自由討議

# 家電リサイクル法と見直しの 検討状況

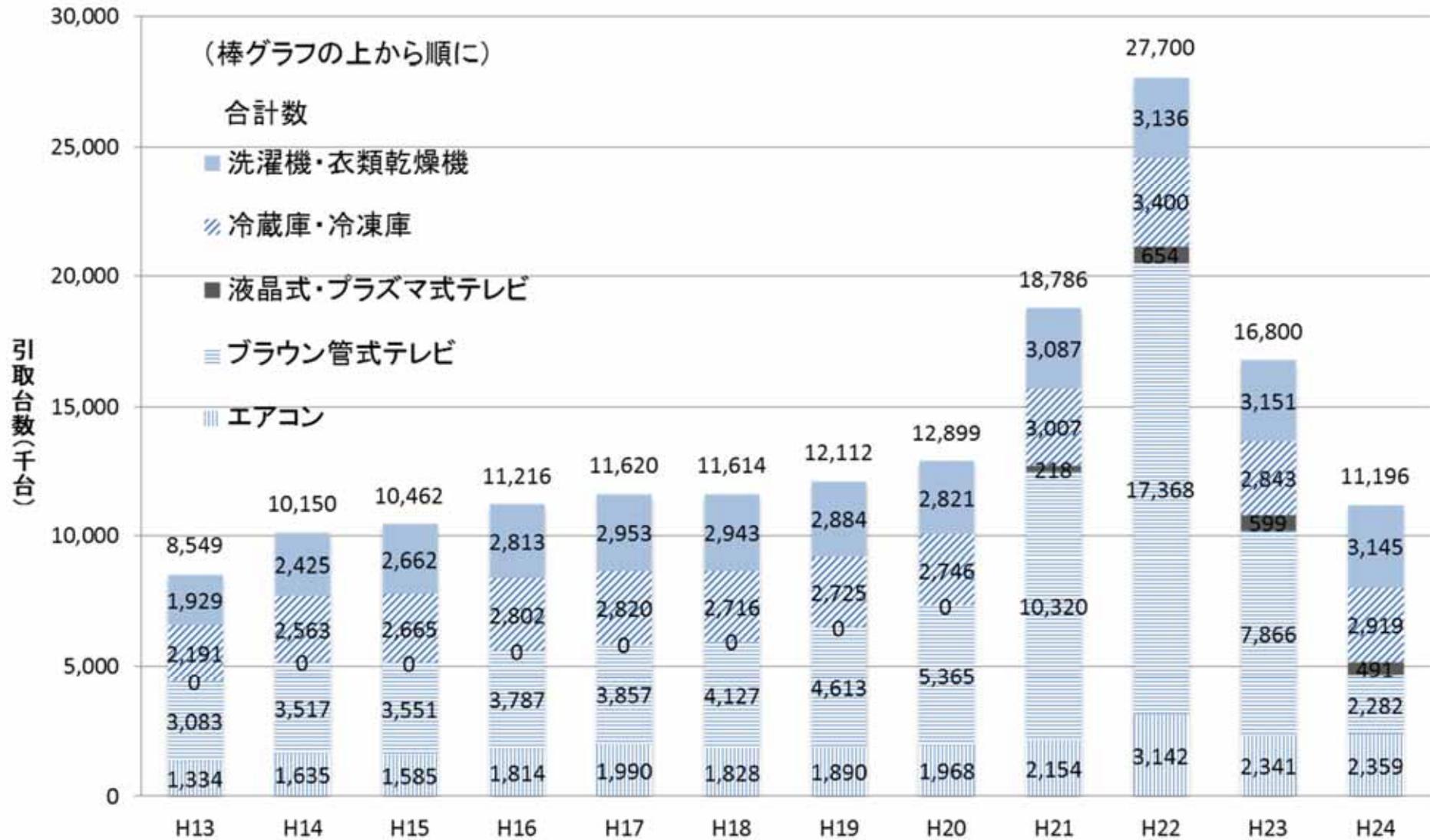
# 家電リサイクル制度の概要

対象機器：エアコン、テレビ（ブラウン管テレビ、液晶テレビ（ ）・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

（平成10年6月公布、平成13年4月完全施行）  
（ ）携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビ等を除く。

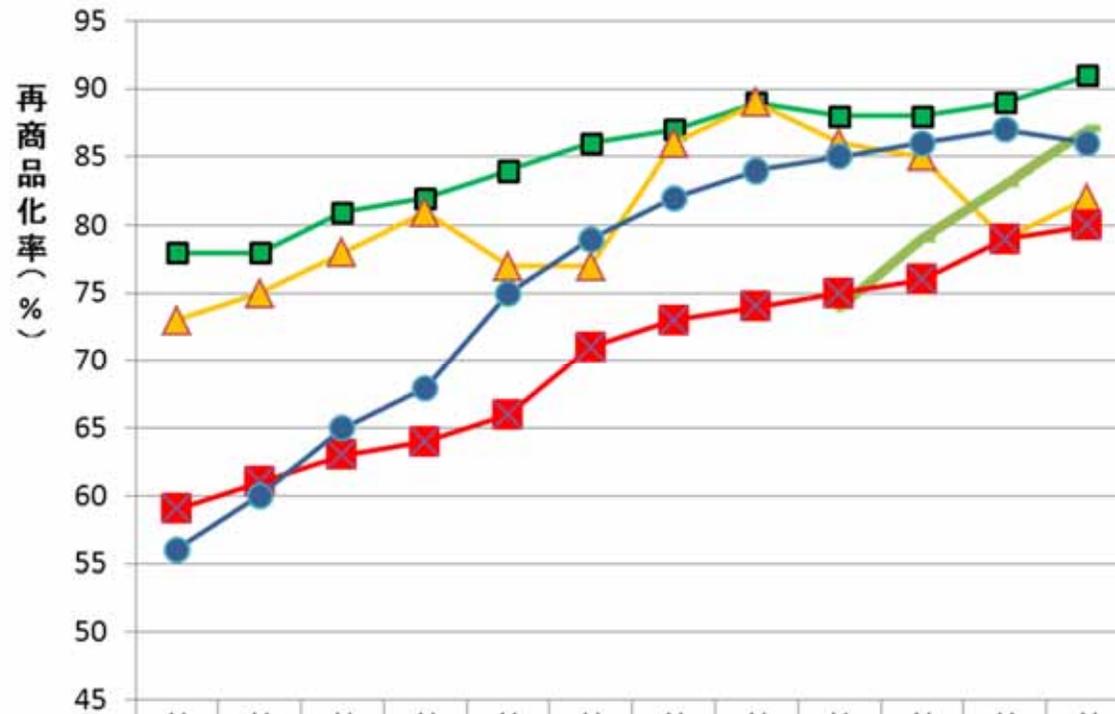


# 指定引取場所における引取台数の推移



(注)平成21年5月15日～平成23年3月31日購入分が家電エコポイント発行対象。平成23年7月24日に地上デジタル放送完全移行(岩手・宮城・福島県は平成24年4月1日に完全移行)。

# 再商品化率の推移

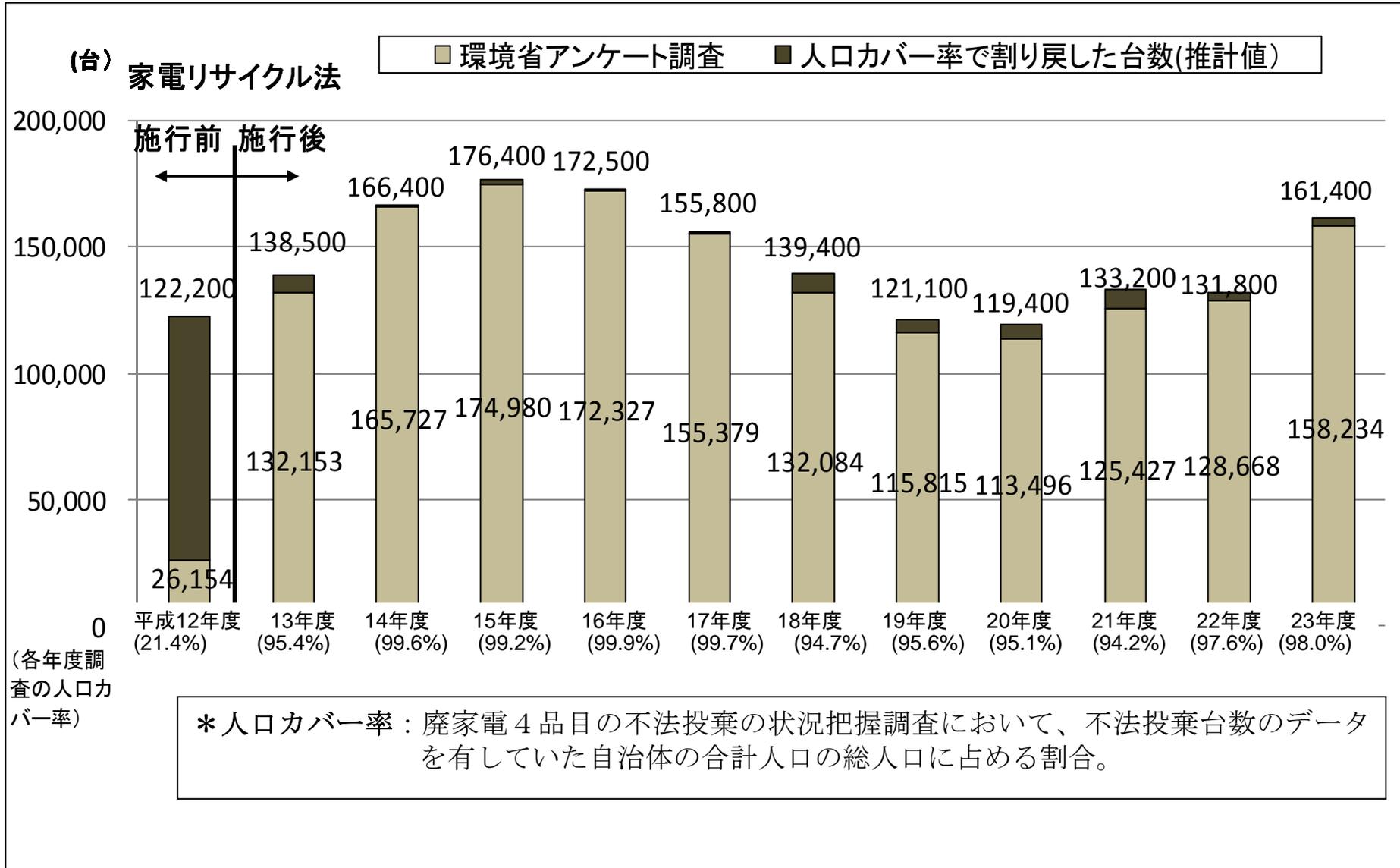


(年度)	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	(再商品化基準)
■ エアコン	78	78	81	82	84	86	87	89	88	88	89	91	60%(~H20),70%(H21~)
▲ ブラウン管式テレビ	73	75	78	81	77	77	86	89	86	85	79	82	55%
— 液晶式・プラズマ式テレビ									74	79	83	87	50%(H21~)
■ 冷蔵庫・冷凍庫	59	61	63	64	66	71	73	74	75	76	79	80	50%(~H20),60%(H21~)
● 洗濯機・衣類乾燥機	56	60	65	68	75	79	82	84	85	86	87	86	50%(~H20),65%(H21~)

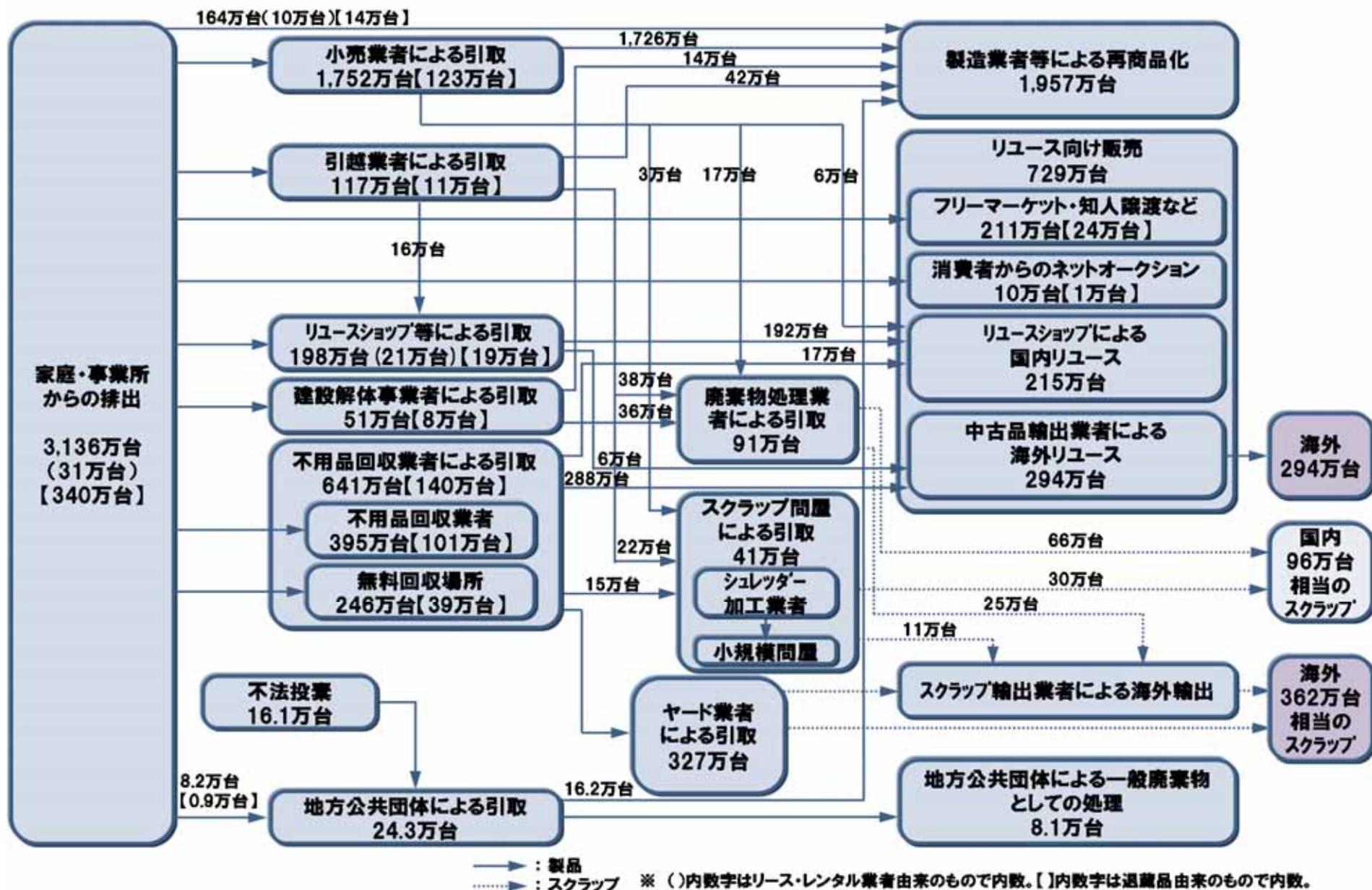
(注1) 液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を平成21年に対象機器に追加。

(注2) 平成21年度～23年度にブラウン管式テレビの再商品化率が減少したのは、一部のブラウン管ガラスが逆有償となったことによるもの。

# 家電4品目の不法投棄台数の推移



# 使用済家電のフロー推計（23年度、4品目合計）



(注)上表は、一部を除き、あくまで消費者アンケート等を踏まえた推計であることに留意する必要。

# 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」 に位置付けられた各種施策の実施状況（制度検討の経緯）

○法附則第3条 本法律の本格施行(平成13年4月)後5年経過後、本法律の施行の状況について検討。

○平成18年6月～ 産業構造審議会・中央環境審議会における制度検討

○平成20年2月 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」

## ・上記「報告書」及び各種施策の実施状況のポイント

	報告書のポイント	各種施策の実施状況のポイント
1. 消費者の適正排出の推進	リサイクル費用の透明性確保・料金低減化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国がメーカーから定期的に報告徴収・公表。</li> <li>・製造業者等が料金引下げ(エアコン ¥3,675 → ¥1,575 等)</li> </ul>
2. 小売店からメーカーへの適正引渡の確保	小売業者の適正引渡の徹底、収集運搬負担の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が小売店(引取台数上位20社)から定期的に報告徴収・公表。</li> <li>・製造業者等が指定引取場所のA・Bグループ共有化。</li> </ul>
3. 不法投棄対策の強化	メーカー等による協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業者等が市町村に対して助成金の交付等を実施。</li> </ul>
4. 適正リユース促進、廃棄物処理等の適正性確保	適正なリユースの促進、廃棄物処理法・バーゼル法の厳正な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国がリユース・リサイクル仕分け基準ガイドラインを作成。</li> <li>・使用済廃家電の廃棄物該当性を明確化。</li> </ul>
5. その他	品目拡大、再商品化率の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象品目に液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機を追加。</li> <li>・法定再商品化率を改定(エアコン60→70%、冷蔵庫50→60%、洗濯機50→65% 等)。</li> </ul>

・上記「報告書」において、「今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当」とされている。

# 合同審議会における審議状況について

## 【「家電リサイクル法制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」】

(平成20年2月 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合)

### 【終わりに】

…今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当である。…

### < 審議会開催状況 >

開催日	議事
平成25年 5月20日(月)	(1) 家電リサイクルの施行状況等について (2) 家電リサイクル法の評価・検討の進め方について
7月 4日(木)	(1) 関係者(小売業者、リユース業者、有識者)からのヒアリング
7月31日(水)	(1) 関係者(鹿児島県、製造業者)からのヒアリング
9月10日(火)	(1) 関係者(岐阜市、さいたま市、消費者団体)からのヒアリング (2) 製造業者への質問に対する回答
10月21日(月)	(1) 事務局への質問に対する回答 (2) 家電リサイクル制度の見直しに係る主な論点について
11月26日(火)	(1) 事務局への質問に対する回答 (2) 家電リサイクル制度の見直しに係る論点について
平成26年 1月29日(水)	(1) 事務局への質問に対する回答 (2) 家電リサイクル制度の見直しに係る論点について

# 家電リサイクル制度の見直しに係る主な論点について (平成25年10月21日中央環境審議会・産業構造審議会合同会合資料から抜粋)

## 1. リサイクル費用の回収方式

### (1) 家電リサイクル法制定時の背景

- 既販品への対応が比較的容易、製品購入時にリサイクル費用を予測することが困難、排出抑制の効果が期待できることから現行方式を採用。ただし、リサイクルしやすい製品の開発、リサイクルに係る費用の低減への努力につながりにくい、費用の設定により不法投棄を引き起こす可能性があるとの指摘が有り

### (2) 前回見直し及び今回見直しでの委員意見

- 家電の再商品化をより一層促進、不法投棄や不適正回収の未然防止、家電リサイクル法ルートへの排出の促進等の観点から前払い方式採用すべき
- 現行の後払い方式を維持すべき 等

### (3) 論点

- 考え得る様々な方式のメリット・デメリットや課題を改めて比較検討することが必要であると考えられるが、リサイクル費用の回収方式についてどのように考えるか

## 2. リサイクル料金の透明化・低減化

### (1) リサイクル料金の透明化・低減化の取組

- 製造業者等からリサイクルに係る収支を国が定期的に報告徴収し、その結果を取りまとめて合同会合に提出・公表
- 主要な製造業者のリサイクル料金の一定の引き下げ

### (2) 今回見直しでの委員意見

- 再商品化を実施した後の資源の売却益が収益として含まれていない
- 環境配慮設計がリサイクル料金に反映されていないのではないか 等

### (3) 論点

- リサイクル料金の透明化・低減化についてどのように考えるか。

### 3. 不法投棄対策について

#### (1)現在の状況

- 製造業者等による不法投棄未然防止事業協力として、市町村に対して助成金の交付等を実施
- 近年の廃家電の不法投棄台数は、約16万台(平成23年度)となっており、自治体の負担
- 有害物質の不適正処理による環境汚染の問題

#### (2)論点

- 家電リサイクル制度全般の見直しの中で、こうした不法投棄対策についてどう考えるか

### 4. 不適正処理への対応

#### (1)現在の状況

- 廃棄物処理法の許可を持っていない不用品回収業者による廃家電の収集
- 小売業者から製造業者等への引渡し義務違反等
- 家電リサイクル法以外のルートでの廃家電の不適正処理の可能性

#### (2)論点

- 不適正処理の実態の更なる透明化や取締りについてどう考えるか

### 5. 海外での環境汚染を防止するための水際対策

#### (1)現在の状況

- 廃家電が混入した雑品スクラップの輸出が行われている場合があり、国際条約に基づくバーゼル法に定める有害物質等を含有しているものもあると考えられ、輸出先国において不適正処理が行われている可能性が指摘されている

#### (2)論点

- これらを防止するための水際対策をどう考えるか

### 6. 義務外品の回収を進めるための方策

#### (1)現在の状況

- 回収体制が存在する市町村がある一方、その具体的な運用については明らかになっていないとの指摘

#### (2)論点

- 義務外品の回収を円滑に進めるための方策についてどう考えるか

## 7. 離島対策

### (1) 現在の状況

- 運搬する廃家電が比較的少量であることや、海上輸送を伴うこと等のため、収集運搬料金が都市部と比べて高い
- 平成20年報告書を踏まえ、製造業者等が離島対策事業協力として、離島の市町村に対して助成金の交付等を実施

### (2) 論点

- 離島市町村からは離島対策事業協力の継続や運用上の改善等の要望も踏まえ、今後の離島対策についてどう考えるか

## 8. 再商品化率について

### (1) 現在の状況

- 平成20年報告書を踏まえ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の再商品化率について、平成21年4月より引き上げ実施

### (2) 論点

- リサイクル技術の向上、リサイクル料金の低減化の状況、資源価格の変動といった状況、再商品化の質の向上といった観点も踏まえつつ、再商品化率の適正な水準等についてどのように考えるか

## 9. 対象品目について

### (1) 現在の状況

- 平成20年報告書を踏まえ、平成21年度から液晶テレビ及びプラズマテレビ並びに衣類乾燥機が対象品目として追加

### (2) 論点

- 対象品目をさらに追加すべきとの要望がなされているが、本年4月から施行されている小型家電リサイクル法との関係に留意しつつ、家電リサイクル法の対象品目についてどう考えるか。

## 10. 小売業者の収集運搬に関する負担軽減

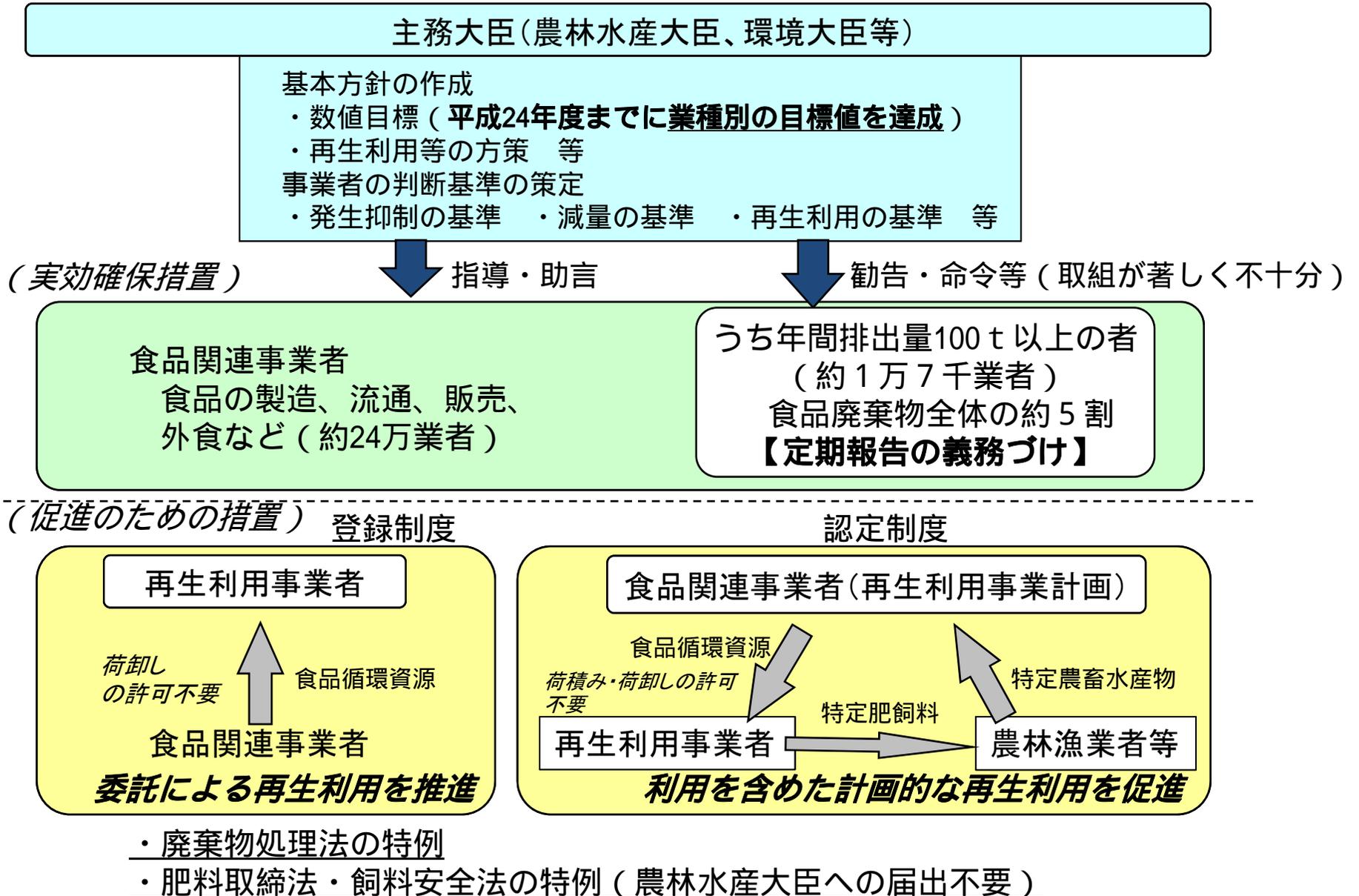
### (1) 論点

- 小売業者の収集運搬については、負担が大きいとの指摘がなされている。廃家電の適正な取扱いや製造業等への適切な引渡しの担保を前提として、小売業者の負担軽減についてどう考えるか

# 食品リサイクル法と見直しの 検討状況

# 食品リサイクル制度の概要

(平成12年6月公布、平成13年5月施行、平成19年6月改正)

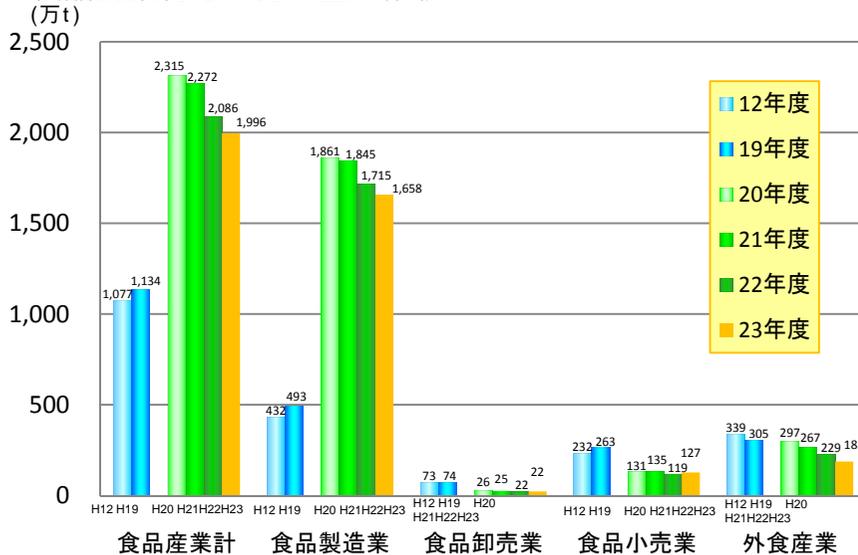


# 食品産業における食品廃棄物等の発生量及び再生利用等実施率の推移

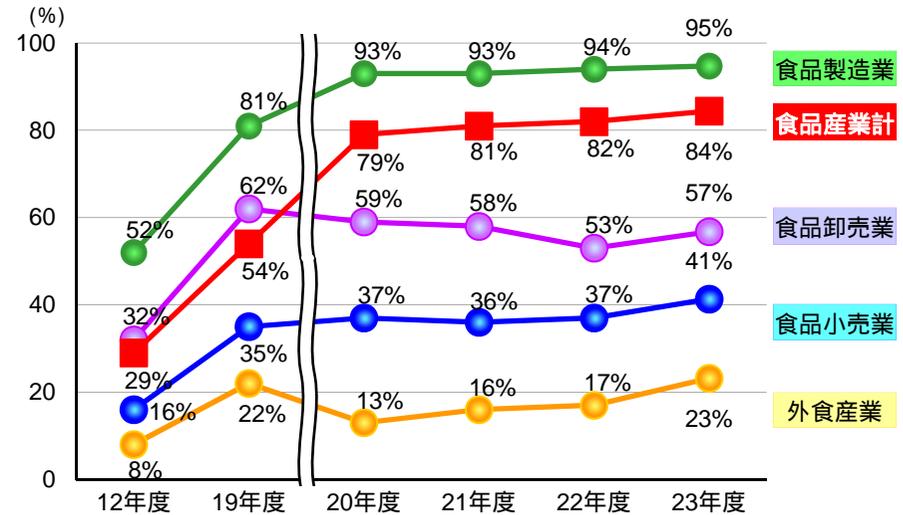
食品廃棄物等の発生量は、統計調査の開始年度である平成12年度から平成19年度までは約11百万トンで推移していたが、平成20年度以降は約23百万トンから20百万トンとなっている（農林水産省統計部が推計）。この乖離は、平成20年度から年間の発生量100トン以上の食品関連事業者からの定期報告が義務付けられたことを踏まえ、このデータを活用して推計することで精度が向上し、より実態に即した数値となったためである（発生量の実態把握が進んだものであり、「増加」したのではない）。

食品循環資源の再生利用等実施率は、調査を開始した平成12年度（法制定時）では29%であったが、平成19年度（法改正時）までに62%まで上昇。推計方法を変更した平成20年度は79%、平成21年度は81%、平成22年度は82%、平成23年度は84%となっており、実施率は上昇傾向にある。

食品廃棄物等の発生量の推移



食品循環資源の再生利用等実施率の推移



参考：食品廃棄物等の年間発生量等が大きく変わった要因

【食品製造業】	平成19年度：4,928千トン	→	平成21年度：18,449千トン（13,521千トン増）
平成19年度実績までは、少数の事業者の排出量が大宗を占める業種（糖類製造業、精穀・製粉業及び動植物油脂製造業など）の中で、発生量が多い事業所の統計調査結果が得られておらず、推計値が過小に算出。			
【食品卸売業・食品小売業】	平成19年度：3,366千トン	→	平成21年度：1,598千トン（1,768千トン減）
平成19年度実績までは、本来、発生量と従業者数は関連性が低いにもかかわらず、従業者規模別に階層分けし調査標本を設定していたことから、食料・飲料卸売業及び各種食料品小売業などの業種の中で、推計標本として発生量の大きい事業所が多く抽出され、推計値が過大に算出。			
【外食産業】	平成19年度：3,048千トン	→	平成21年度：2,672千トン（376千トン減）
比較的大規模な事業所が少ないことにより、1事業所当たりの発生量がほぼ変わらないため、全体量もほぼ変わらない。			

平成21年度からは、100トン以上の事業者の発生量等がほぼ悉皆で算出される定期報告の結果と、調査対象を100トン未満の事業所に改めた統計調査とを合わせて推計する方法に変更したため、本来、発生量の多い食品製造業の実態に即した結果が反映され、年間の発生量は大きく変動することとなった。

# 食品廃棄物等の発生抑制の目標値について

## 発生抑制の目標値一覧【H24.4～H26.3】

業種	業種区分	原単位の分母の名称	目標値
食品製造業	肉加工品製造業	売上高	113 kg/百万円
	牛乳・乳製品製造業	売上高	108 kg/百万円
	醤油製造業	売上高	895 kg/百万円
	味噌製造業	売上高	191 kg/百万円
	ソース製造業	製造量	59.8 kg/t
	パン製造業	売上高	194 kg/百万円
	めん類製造業	売上高	270 kg/百万円
	豆腐・油揚げ製造業	売上高	2,560 kg/百万円
	冷凍調理食品製造業	売上高	363 kg/百万円
	そう菜製造業	売上高	403 kg/百万円
	すし・弁当・調理パン製造業	売上高	224 kg/百万円
食品卸売業	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	売上高	14.8 kg/百万円
	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	売上高	4.78 kg/百万円
食品小売業	各種食料品小売業(ｽｰﾊﾟｰ)	売上高	65.6 kg/百万円
	菓子・パン小売業	売上高	106 kg/百万円
	コンビニエンスストア	売上高	44.1 kg/百万円

## 発生抑制の目標値について

○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務・厚労・農水・経産・国土・環境省令第4号）

（食品廃棄物等の発生抑制）  
第3条（略）

2 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生を抑制するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位が主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとする。

$$\text{発生抑制の目標値} = \frac{\text{食品廃棄物等の発生量}}{\text{売上高・製造数量等}} \quad (\text{基準発生原単位})$$

※分母は、業種・業態ごとに異なる。

○ 目標値の設定に当たっては、平成20年度及び21年度の2カ年平均値に標準偏差を加味した値を目標値として設定。これにより、目標値をクリアしている事業者は7割程度となる。

## 2年後の平成26年度を目途に目標値を設定する業種

業種	業種区分
食品製造業	缶詰・瓶詰製造業、野菜漬物製造業、菓子製造業、練り製品製造業、食用油脂加工業、レトルト食品製造業、清涼飲料製造業
食品卸売業	食肉卸売業
食品小売業	食肉小売業、卵・鳥肉小売業
外食産業	食堂・レストラン、居酒屋等、喫茶店、ファーストフード店、その他の飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、給食事業、結婚式場業、旅館業

# 登録再生利用事業者の状況

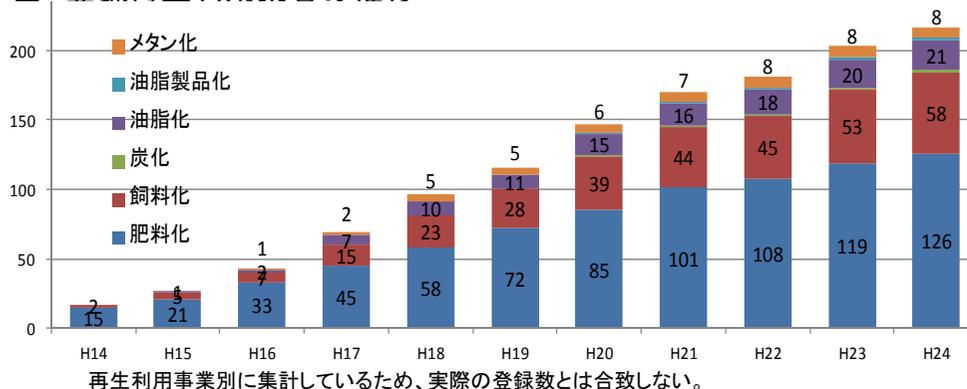
食品リサイクル法においては、優良なリサイクラーを育成するため、食品循環資源のリサイクル業者のうち、処理能力5t/日以上など一定の要件を満たした優良な業者について、国が登録を行い、廃掃法等の特例を講ずることにより再生利用を円滑に実施。

制度創設以来、登録再生利用事業者は肥料化・飼料化を中心に年々増加しており、当該制度は優良リサイクラーの育成という点で一定の役割を果たしているといえる。なお、1件当たりの処理能力でみれば、飼料化の方が大きく、肥料化の場合は飼料化やメタン化と併せて行っている例がある。

多くの登録再生利用事業者は、登録後5年を経過し、ほぼ更新されているが、廃掃法許可取消や経営不振等優良リサイクラーと難しい理由で更新されない事業者も一定程度（15%程度）存在する。

登録再生利用事業者の廃掃法の許可状況を見ると、約半数が産廃・一廃両方の処分業許可を有している。

■ 登録再生利用業者の推移



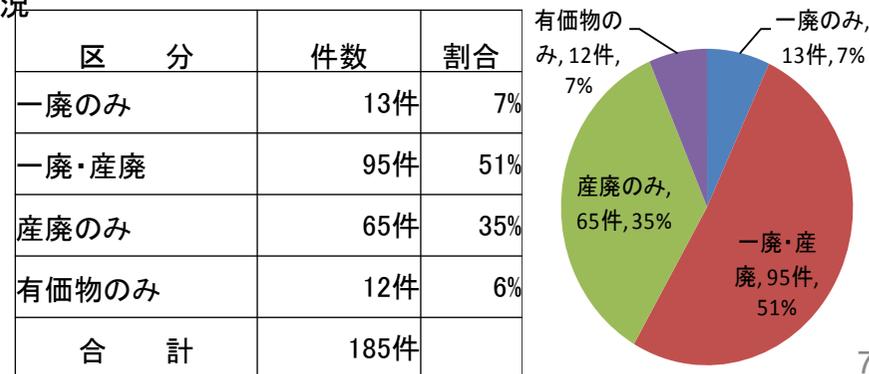
■ 登録再生利用業者の更新の状況(平成24年12月末現在)

区分	件数	割合
登録再生利用事業者数	185件	84%
うち更新事業者	93件	42%
うち新規登録後5年未満(更新手続き前)	92件	42%
事業廃止した者 (廃掃法許可取消、破産等)	22件	10%
非更新の者 (経営不振によるリサイクル事業撤退等)	12件	5%

■ 登録再生利用業者の状況(平成24年12月末現在)

区分	件数	処理能力計	1件当たりの処理能力
飼料化のみ	35件	1,870t/日	53t/日
肥料化のみ	104件	3,690t/日	35t/日
飼料化及び肥料化	14件	1,302t/日	93t/日
メタン化のみ	3件	540t/日	180t/日
メタン化及び肥料化	4件	397t/日	99t/日
油脂化	12件	548t/日	46t/日
その他(複合等)	13件	1,822t/日	140t/日
合計	185件	10,169t/日	55t/日

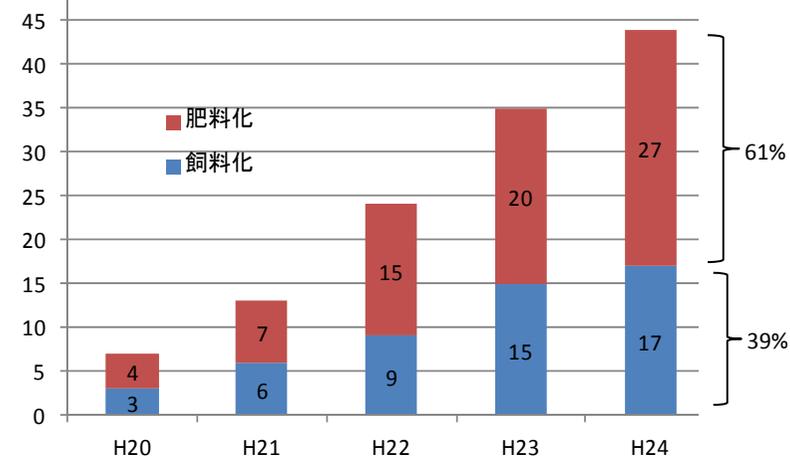
■ 登録再生利用事業者の廃掃法処分業の許可状況



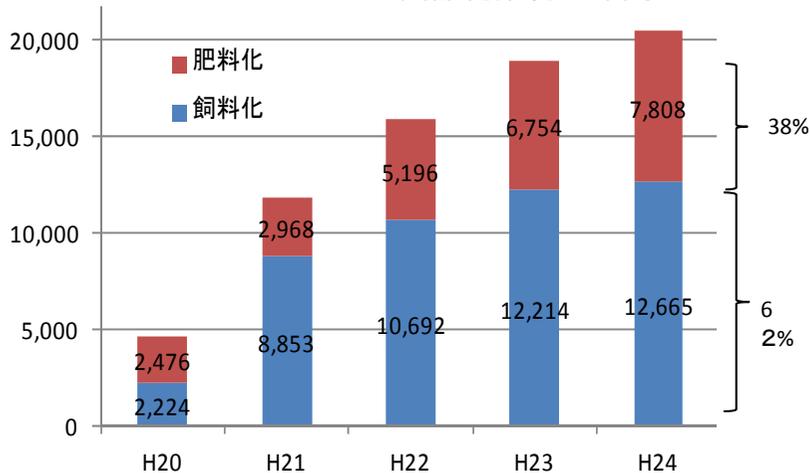
# 食品リサイクル・ループの現状

- 望ましい食品リサイクルの形態として、法改正時に創設された食品リサイクル・ループの認定件数は、年々順調に伸びており、引き続きこれを推進していくことが必要。
- 認定の内訳をみると、件数でいえば肥料化が多いが、処理量で見ると飼料化が多く、1ループ当たりの規模は飼料化の方が大きい。
- また、登録再生利用事業者制度と同様、関東、東海地方に多く地域での取り組みに温度差がある。

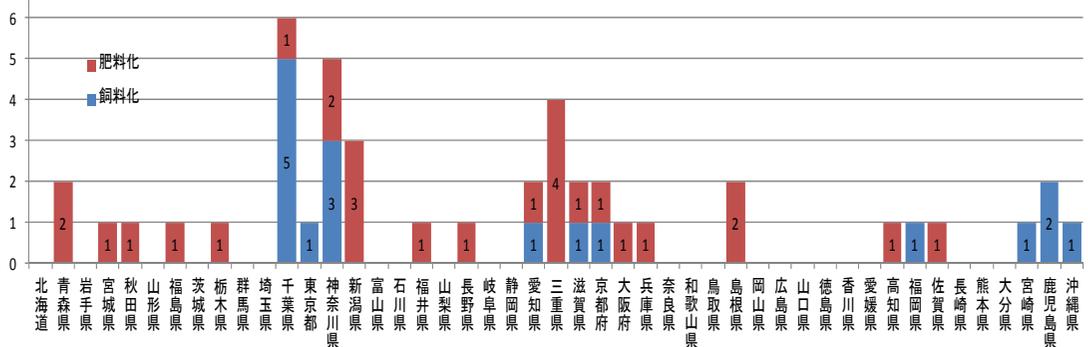
■ リサイクル・ループの認定状況



■ リサイクル・ループによる食品廃棄物の年間処理



■ リサイクル・ループの都道府県別の認定状況



(注) 都道府県別は、リサイクラーの所在地を示している。このため越境したループは反映されていない。

## 食品リサイクル・ループの特徴

- 食品関連事業者、リサイクラー、農林漁業者の3者が共同で計画を策定することから、リサイクルが進むだけでなく、関係者がより良い肥飼料化や農畜産物の生産への取り組みとなり、ブランド化や6次産業化へ発展しやすい。
- 流通コストの観点から広域でない、地域循環圏が構築され、地域農業の活性化に繋がる。
- 廃掃法に規定する一般廃棄物収集運搬の許可が不要となるため、食品廃棄物が少量多店舗に点在するコンビニやスーパーから効率的な収集が可能となり、リサイクルにかかるコスト削減に繋がる。また、消費者にとって分かりやすく、CSRの観点からも評価が高い。

## 規制・制度改革（追加方針）

動脈物流を活用した食品リサイクルの促進（所管省庁：農水省、環境省）  
 食品リサイクル法について、再生利用事業計画（リサイクルループ）の活用が促進されるよう検討を行う。  
 <平成24年度中検討開始、平成25年度中結論>

上記グラフのループの認定状況等は、平成24年12月末現在

# 合同審議会における審議状況について

## 【改正食品リサイクル法】

### 附則 第7条

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### <審議会開催状況>

開催日	議事
平成25年 3月28日(木)	1. 基本方針における「業種別の再生利用等実施率の目標」等について 2. 食品リサイクル法の施行状況について 3. 合同会合における調査・審議日程案
4月26日(金)	1. 食品リサイクル法関係者からのヒアリング
5月10日(金)	食品リサイクル法関係者ヒアリング
5月17日(金)	食品リサイクル法関係者ヒアリング
5月27日(月)	食品リサイクル法関係者ヒアリング
6月14日(金)	1. 海外における食品リサイクルの現状等 2. ヒアリングを踏まえたディスカッション
7月31日(水)	1. 論点整理(案)
平成26年 2月13日(木)	1. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値 2. 個別の論点討議(全体的事項・食品廃棄物等の発生抑制)

# 今後の食品リサイクル制度のあり方に関する論点整理（概要）

## 1. 食品リサイクルをめぐる現状と課題

- ・食品リサイクル法は、食品廃棄物等の発生量減少、再生利用等実施率の向上等に一定の成果。
- ・一方、世界的な穀物価格高騰や約9億人の飢餓人口の中で、年間500～800万トンの食べられるのに捨てられている「食品ロス」が発生。2R(リデュース、リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築が必要。個別の業界や企業の取組では解決が困難であり、官民が連携してフードチェーン全体での取組が必要。
- ・食品廃棄物の約1700万トンのうち再生利用は約2割で残りは自治体により焼却又は埋立。分別コスト、性状が不均質等により、卸売、小売、外食、家庭と川下に行くほど再生利用が低調。再生利用手法の優先順位を踏まえつつ、再生利用事業が持続的に成り立つ条件整備が必要。

## 2. 食品リサイクル制度の目指すべき姿と個別の論点の検討方向

### チャレンジ1 食品ロス削減を通じた経済成長への貢献(リデュース)

世界有数の食料を輸入している先進国及び「もったいない」の発祥国として、官民が連携しフードチェーン全体で食品ロス削減の取組を進め経済成長に貢献していく必要。

- 食品ロス削減国民運動の展開
- フードバンク活動の強化
- 発生抑制の目標設定の本格展開

【目指すべき姿】

### チャレンジ2 食品循環資源の最大限の活用による地域の循環産業創出と活性化(リサイクル)

これまで再生利用が進んでいない川下を中心に食品廃棄物等の再生利用の取組を加速化させるため、地域の関係者の連携を強化し、事業者等が分別に踏み切り、再生利用事業が持続的に成り立つ環境を整備し、食品循環資源を、地域農業振興を通じた活性化やエネルギー自立型の地域づくり、更には食品廃棄物等の単純焼却及び埋立処分量の削減につなげていくことが必要。

- 国、自治体・事業者等の連携による地域の実情や食品廃棄物等の性状等に応じた再生利用推進方策の導入
- 食品廃棄物等の分別の徹底とリサイクルループの更なる活用
- 食品循環資源の活用による地域の循環産業創出・活性化

【個別の論点の検討方向】

関係府省が密接に連携し、食品ロス削減に向けた国民運動の展開推進。

食品関連事業者による発生抑制の取組推進(賞味期限延長、食品廃棄物の計量、ドギーバッグ導入等)。

1/3ルールをはじめ、フードチェーン全体での食品ロス削減のための商慣習見直しの更なる推進。

消費者一人ひとりが過度な鮮度意識を改め、発生抑制に積極的に貢献(水切り、食べ切り、使い切りの3切り運動等)。

地域単位での発生抑制取組の推進(エコショップ認定制度、食べ切り運動等)。

- フードバンク設立支援・ネットワーク化等。
- 世界に発信できる取組や削減効果を提示。

再生利用手法の優先順位を改めて明確化。

各地域における優良な登録再生利用事業者の育成促進。

メタン化による食品リサイクルループの構築については、本制度の趣旨及び既存の再生利用用途への影響回避や環境保全等を前提に、地域循環圏構築推進の観点からあり方を検討。

地方自治体や民間事業者の設置するリサイクル施設に対する支援や既存施設の有効活用方策を検討。

J-クレジット制度の活用をはじめとする食品廃棄物の再生利用事業への環境価値の付与の方策の検討。

メタン化による地域分散型エネルギーの創出と消化液・余熱・CO<sub>2</sub>の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループの推進。

- 地方自治体と事業者の連携による再生利用推進方策を先進事例を交えつつ検討。
- 地方自治体による食品廃棄物のメタン化等のエネルギー利用をより推進。

# 食品リサイクル制度の見直しに係る主な論点について

## 1. 登録再生利用事業者制度

- (1) 地域循環圏の構築の観点から、国・地方自治体を含めた各主体が連携することにより、各地域における優良な登録再生利用事業者の育成を促すことが必要ではないか。
- (2) 登録再生利用事業者における再生利用に係る製品の年間製造量や販売量等の情報について、食品関連事業者等との積極的な情報交換を促進するための方策の検討が必要ではないか。
- (3) 食品リサイクル法に規定する登録再生利用事業者に対する報告徴収、立入検査、登録の取消しの措置の適用を検討し、登録再生利用事業者による再生利用事業の適確な実施を確保することが必要ではないか。

## 2. 食品リサイクルループ認定制度

- (1) メタン化による食品リサイクルループの構築については、本制度の趣旨及び既存の再生利用用途への影響回避や環境保全等を前提に、これまで再生利用が進んでいない川下を中心とする再生利用の推進による地域循環圏構築推進の観点からあり方を検討する必要があるのではないか。
- (2) 地域の関係者による協議会の立上げなど食品リサイクルループ構築に向けた活動を支援する必要があるのではないか。

## 3. 廃棄物処理法に関する事項

- (1) 廃棄物処理法に基づく廃棄物の適正処理を確保しつつ、食品循環資源の再生利用を促進する観点から、国がリーダーシップを発揮しながら、廃棄物処理法の運用に係る自治体との連携及び国による関係法令の解釈等の周知を図る必要があるのではないか。
- (2) 市町村の区域を越えた再生利用事業計画における食品廃棄物の収集運搬や再生利用が、環境保全を前提に円滑に行われるよう検討する必要があるのではないか。

# 小型家電リサイクル法について

# 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(H24.8公布 H25.4施行)

## 【制度概要】

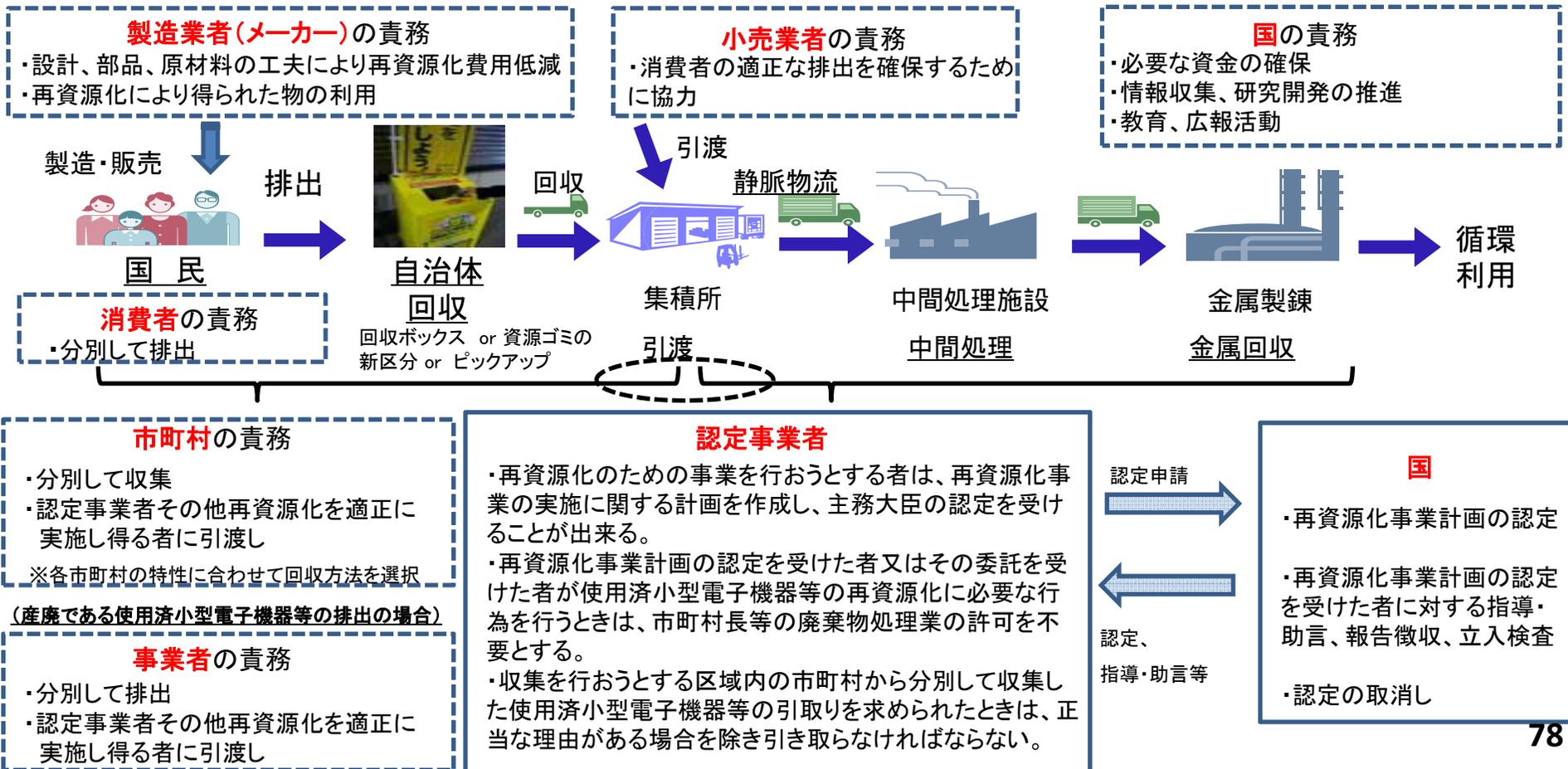
使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度。

## 【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

## 【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表  
 (内容) 基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項 等



## 小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業及びモデル事業 参加市町村数一覧

- ・平成20年度～平成25年度にかけて国が実施した実証事業及びモデル事業の参加市町村一覧
- ・平成25年度までに、全1742市町村中**275市町村が参加**。そのうち、**161市町村が平成25年度に参加しており、着実に取組が広がっている**。

都道府県名	市町村数 小計	モデル事業 (H20～H23)	実証事業 (H24～H25)	都道府県名	市町村数	モデル事業 (H20～H23)	実証事業 (H24～H25)
北海道(179市町村)	1	0	1	滋賀県(19市町村)	0	0	0
青森県(40市町村)	14	1	13	京都府(26市町村)	4	1	3
岩手県(33市町村)	4	1	3	大阪府(43市町村)	3	0	3
宮城県(35市町村)	0	0	0	兵庫県(41市町村)	4	0	4
秋田県(25市町村)	25	25	0	奈良県(39市町村)	1	0	1
山形県(25市町村)	1	1	0	和歌山県(30市町村)	2	0	2
福島県(59市町村)	5	5	0	鳥取県(19市町村)	5	0	5
茨城県(44市町村)	13	6	7	島根県(19市町村)	0	0	0
栃木県(26市町村)	2	0	2	岡山県(27市町村)	5	0	5
群馬県(35市町村)	6	0	6	広島県(23市町村)	1	0	1
埼玉県(63市町村)	23	0	23	山口県(19市町村)	12	0	12
千葉県(54市町村)	19	0	19	徳島県(24市町村)	0	0	0
東京都(62市町村)	10	2	8	香川県(17市町村)	14	0	14
神奈川県(33市町村)	11	0	11	愛媛県(20市町村)	8	0	8
新潟県(30市町村)	1	0	1	高知県(34市町村)	0	0	0
富山県(15市町村)	1	0	1	福岡県(60市町村)	21	9	12
石川県(19市町村)	0	0	0	佐賀県(20市町村)	4	1	3
福井県(17市町村)	2	0	2	長崎県(21市町村)	2	2	0
山梨県(27市町村)	1	0	1	熊本県(45市町村)	15	12	3
長野県(77市町村)	2	0	2	大分県(18市町村)	4	1	3
岐阜県(42市町村)	5	0	5	宮崎県(26市町村)	2	2	0
静岡県(35市町村)	5	0	5	鹿児島県(43市町村)	4	2	2
愛知県(54市町村)	8	2	6	沖縄県(41市町村)	4	0	4
三重県(29市町村)	1	0	1	<b>合計</b>	<b>275</b>	<b>73</b>	<b>202</b>

複数年度にわたって事業を実施した自治体の重複カウントは行わない

**ご静聴ありがとうございました。**